

平成16年4月1日

規則第8号

改正（施行）平17則13(17. 6. 17)

平17則20(17. 12. 1)

平18則2(18. 4. 1)

平19則9(19. 4. 1)

平19則33(19. 11. 8)

平20則1(20. 1. 10)

平20則5(20. 4. 1)

平20則14(20. 4. 22)

平20則17(20. 7. 23)

平20則22(20. 12. 2)

平21則4(21. 3. 5)

平21則7(21. 3. 31)

平21則21(21. 6. 1)

平21則24(21. 6. 8)

平21則27(21. 7. 1)

平21則33(21. 12. 1)

平22則7(22. 4. 1)

平22則24(22. 12. 1)

平23則12(23. 12. 22)

平24則4(24. 4. 1)

平24則8(24. 7. 1)

平24則14(24. 9. 28)

平25則10(25. 4. 1)

平25則17(25. 6. 20)

平25則27(25. 12. 5)

平26則8(26. 12. 18)

平26則14(27. 1. 1)

平27則4(27. 4. 1)

平28則2(28. 3. 3)

平28則6(28. 4. 1)

平29則1(29. 2. 2)

平29則10(29. 4. 1)

平30則1(30.2.8)  
平30則10(30.4.1)  
平31則1(31.2.7)  
令2則3(2.2.6)  
令2則6(2.4.1)  
令2則26(2.12.1)  
令3則2(3.1.28)  
令3則8(3.4.1)  
令4則3(4.1.27)  
令4則5(4.4.1)  
令4則20(4.6.7)  
令4則22(4.9.29)  
令5則1(5.2.2)  
令5則6(5.4.1)  
令6則2(6.1.26)  
令6則9(6.3.14)  
令6則14(6.4.1)  
令7則3(7.1.23)  
令7則6(7.4.1)  
令7則17(7.3.14)  
令7則21(7.9.25)  
令8則3(8.3.12)  
令8則10(8.4.1)  
令8則20(8.7.1)

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規則は、国立大学法人東京学芸大学職員就業規則（平成16年規則第5号。以下「就業規則」という。）第28条の規定に基づき、国立大学法人東京学芸大学（以下「本学」という。）の職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

### (給与の支払)

第2条 職員の給与は、その全額を現金で直接職員に支払う。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、給与支払いの際に控除する。

- (1) 法令で定めるもの
- (2) 労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第24条第1

項後段に規定する労使協定によるもの

2 前項の規定にかかわらず、職員から申出があった場合は、その指定する当該職員の預貯金口座への振込みの方法によって支払うことができる。

3 業務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。

(給与の区分)

第3条 職員の給与は、俸給、諸手当及び賞与とする。

2 諸手当は、俸給の調整額、管理職手当、教職調整額、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、義務教育等教員特別手当、超過勤務手当、管理職員特別勤務手当、外部資金獲得手当及び幼稚園教員手当とする。

3 賞与は、期末手当及び勤勉手当とする。

4 前3項の規定にかかわらず、年俸制給与を適用する場合の給与の区分は、別に定める。

## 第2章 給与

### 第1節 俸給

(俸給)

第4条 職員の受ける俸給は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤務条件を考慮して定める。

2 俸給表の種類は、次に掲げるとおりとし、各俸給表の適用範囲は、それぞれ当該俸給表に定めるところによる。

(1) 一般職俸給表(一) (別表第1)

(2) 一般職俸給表(二) (別表第2)

(3) 教育職俸給表(一) (別表第3)

(4) 教育職俸給表(二) (別表第4)

(5) 教育職俸給表(三) (別表第5)

(6) 医療職俸給表(一) (別表第6)

(7) 医療職俸給表(二) (別表第7)

3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを俸給表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容及びその級別の資格基準は別に定める。

(初任給)

第5条 新たに採用する者の初任給は、その者の学歴、免許・資格、職務経験等及び他の職員との均衡を考慮して決定する。

(昇格)

第6条 職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、かつ、その者の勤務成績に従い、その者の属する職務の級を決定するものとする。この場合において、そ

の者の号俸については、別に定める。

(降格)

第7条 就業規則第17条第1項の規定により降任したときは、その職務に応じ、その者の属する職務の級を下位の職務の級に決定するものとする。この場合において、その者の号俸については、別に定める。

(初任給基準又は俸給表の適用を異にする異動)

第8条 職員を俸給表の適用を異にすることなく初任給の基準の異なる他の職種に異動させ、又は、俸給表の適用を異にして他の職務に異動させる場合における職務の級は、その異動後の職務に応じ決定する。

(昇給)

第9条 職員の昇給は、昇給の日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、1月1日に行うものとする。

2 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。

(職員の昇給区分及び昇給の号俸数)

第10条 職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下「昇給区分」という。）は、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれかに該当するかに応じて、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。

- (1) 勤務成績が極めて良好である職員 A
- (2) 勤務成績が特に良好である職員 B
- (3) 勤務成績が良好である職員 C
- (4) 勤務成績がやや良好でない職員 D
- (5) 勤務成績が良好でない職員 E

2 次の各号に掲げる職員の昇給区分は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。

- (1) 病気休暇等の事由によって昇給日前1年間（当該期間の中途において新たに職員となった職員にあつては、新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間。次号において「基準期間」という。）の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員（前項第5号に該当する職員及び次号に掲げる職員を除く。） D
- (2) 病気休暇等の事由によって基準期間の2分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員 E

3 前項の規定により昇給区分を決定することとなる職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に当該昇給区分に決定することが著しく不相当であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、当該昇給区分より上位の昇給区分（A及びBの昇給区分を除く。）に決定することができる。

4 前3項の規定により昇給区分を決定する職員の総数に占めるA又はBの昇給区分に決定する職員の数の割合は、概ねAの昇給区分に係るものについては100分の5とし、Bの昇給区分に係るものについては100分の20とする。ただし、次の各号に掲げる職員にあっては、概ね当該各号に定める割合とする。

(1) 一般職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上である者又は教育職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が5級である者 Aの昇給区分に係るものについては100分の10、Bの昇給区分に係るものについては100分の30

(2) 第36条第4項役職段階別加算表の職務の級欄に掲げられていないもの 100分の20(そのうちAの昇給区分に係るものについては100分の5以内)

5 前条の規定により昇給させる場合の号俸数は、昇給区分に応じて別表第7の2に定める昇給号数表に定める号俸数とする。

6 前年の昇給日後に新たに職員となった者の昇給の号俸数は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による号俸数に相当する数に、その者の新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間の月数(1月未満の端数があるときは、これを1月とする。)を12月で除した数を乗じて得た数(1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に相当する号俸数とする。

7 前2項の規定による号俸数が零となる職員は昇給しない。

8 次の第1号から第3号に掲げる職員は、この条の第1項第4号に掲げる職員に該当するものとし、第4号及び第5号に掲げる職員は、この条の第1項第5号に掲げる職員に該当するものとして取り扱うものとする。

(1) 基準期間(第2項第1号に規定する基準期間をいう。以下同じ。)において、減給の処分(その対象となった事実の勤務成績に及ぼす影響の程度が軽微であると認められるものに限り。)又は戒告の処分(第4号に規定するものを除く。)を受けた職員

(2) 基準期間において、訓告その他の矯正措置の対象となる事実があった職員

(3) 基準期間において、第1号に規定する処分を受けることが相当とされる行為をした職員

(4) 基準期間において、停職の処分、減給の処分(第1号に規定するものを除く。)又は戒告の処分(その対象となった事実の勤務成績に及ぼす影響の程度が著しいと認められるものに限り。)を受けた職員

(5) 基準期間において、前号に規定する処分を受けることが相当とされる行為をした職員

(特別の場合の昇給)

第11条 勤務成績が良好である職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める日に、第9条の規定による昇給をさせることができる。

- (1) 職務上特に功績があったことにより、表彰又は顕彰を受けた場合 表彰又は顕彰を受けた日から同日の属する月の翌月の初日までの日
- (2) 生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合 学長が定める日
- (3) 学長が特に必要があると認める場合 学長が定める日  
(給与の計算期間)

第12条 俸給及び諸手当の計算期間は、1の月の初日から末日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、年俸制給与を適用する場合の給与の計算期間は、別に定める。

(給与の支給日)

第13条 俸給及び諸手当(第2項及び第3項に規定するものを除く。)の支給日は、毎月1回、その月の21日とし、その月の全額を支給する。ただし、21日が国立大学法人東京学芸大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規則(平成16年規程第15号。以下「勤務時間規則」という。)第5条第1項に規定する休日(以下第一項において「休日」という。)に当たる場合は、その直前の休日でない日を支給日とする。

2 特殊勤務手当、超過勤務手当及び管理職員特別勤務手当の支給日は翌月の21日とし、前項の規定に準じて支給する。

3 外部資金獲得手当の支給日は3月10日(その日が日曜日に当たるときは前々日、土曜日に当たるときは前日)とする。

4 賞与の支給日は6月30日及び12月10日(その日が日曜日に当たるときは前々日、土曜日に当たるときは前日)とする。

5 前各項の規定にかかわらず、年俸制給与を適用する場合の給与の支給日は、別に定める。

(非常時払い)

第14条 職員が、職員又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、結婚、葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるために請求した場合には、前条の規定による給与の支給日前であっても、既往の労働に対する給与を支給する。

(俸給の日割計算)

第15条 新たに職員となった者には、その日から俸給を支給し、昇給、降給等により俸給額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた俸給を支給する。

2 職員が退職(死亡による退職を除く。)したときは、その日まで俸給を支給する。

3 職員が死亡したときは、その月分の俸給の全額を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により俸給を支給する場合であって、月の初日から

支給するとき以外のとき又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給月額、その月の現日数から勤務時間規則第5条の規定による休日（同規則第6条から第8条の規定により休日とされた日を含む。以下「休日等」という。）の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

## 第2節 諸手当

### （俸給の調整額）

第16条 大学院を担当する教員及び附属特別支援学校の教員で別表第8に掲げる者には、その職務の特殊性に基づき、同表に定める区分に応じた調整数に別表第9における職務の級に応じた調整基本額に乗じて得た額を、俸給の調整額として支給する。ただし、その額が俸給月額の100分の25を超えるときは、俸給月額の100分の25に相当する額とする。

### （管理職手当）

第17条 管理又は監督の地位にある職員で別表第10に掲げる者には、その特殊性に基づき、管理職手当を支給する。

- 2 管理職手当の額は、当該職員の区分及び職名に応じた管理職手当額欄に掲げる額とする。ただし、職員が管理職手当を支給する二以上の区分及び職名に該当する場合は、算定割合の最も高い区分及び職名の一に応じた算定割合を適用する。
- 3 前項に規定する管理職手当の月額、所定の勤務時間を超えて勤務した場合における賃金相当額及び当該勤務が深夜に及んだ場合における割増賃金相当額を含むものとする。

### （教職調整額）

第18条 附属学校に勤務する教員であって教育職俸給表（二）又は教育職俸給表（三）の適用を受ける者のうち、その属する職務の級が特2級、2級又は1級である者に対し、義務教育諸学校等の教員の職務と勤務態様の特殊性を考慮し、その者の俸給月額の100分の4に相当する額を教職調整額として支給する。

- 2 教職調整額は、第33条に定める超過勤務手当の内払とみなし、当該手当に係る勤務の有無に関わらず支給する。
- 3 超過勤務手当が第1項に定める額を超えないときは、超過勤務手当は支給しない。ただし、第1項に定める額を超えるときは、教職調整額は超過勤務手当に充当したものとみなし、当該超過勤務手当の額から教職調整額を控除した額を超過勤務手当として支給する。

### （初任給調整手当）

第19条 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められた職に新たに採用された職員（教育職俸給表（一）の適用を受ける教員であって、医師法（昭和23年法律第201号）に規定する医師免許証又は歯科医師法（昭和23年法律第202号）に規定する歯科医師免許を有する者

に限る。)には、別表第11に定める手当月額の上限額を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用の日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

2 前項の職に在職する職員のうち、新たに前項に規定する職を占めることとなった職員で医師免許証又は歯科医師免許証を有する者には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。

3 初任給調整手当の月額を、採用の日又は前項に規定する職員となった日以後の期間の区分に応じた別表第11に掲げる額とする。

(扶養手当)

第20条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）に係る扶養手当は、一般職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの（以下「一般職（一）9級以上職員」という。）に対しては、支給しない。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

(1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(3) 満60歳以上の父母及び祖父母

(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(5) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額は、扶養親族たる父母等については1人につき6,500円（一般職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び教育職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの（以下「一般職（一）8級職員等」という。）にあっては、3,500円）、前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 新たに職員となった者に扶養親族（一般職（一）9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般職（一）9級以上職員から一般職（一）9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直

ちにその旨を届け出なければならない

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合（一般職（一）9級以上職員に扶養親族たる父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第2号若しくは第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び一般職（一）9級以上職員に扶養親族たる父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）

6 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（一般職（一）9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が職員となった日、一般職（一）9級以上職員から一般職（一）9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職（一）9級以上職員以外の職員となった日、職員に扶養親族（一般職（一）9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職した場合においてはそれぞれその者が退職した日、一般職（一）9級以上職員以外の職員から一般職（一）9級以上職員となった職員に扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職（一）9級以上職員となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（一般職（一）9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

7 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族（一般職（一）9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第5項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族たる父母等及び扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがある一般職（一）9級以上職員が一般職（一）9級以上職員以外の職員となった場合
- (4) 扶養親族たる父母等で第5項の規定による届出に係るものがある一般職（一）8級職員等が一般職（一）8級職員等及び一般職（一）9級以上職員以外の職員となった場合
- (5) 扶養親族たる父母等で第5項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で一般職（一）9級以上職員以外のものが一般職（一）9級以上職員となった場合
- (6) 扶養親族たる父母等で第5項の規定による届出に係るものがある職員で一般職（一）8級職員等及び一般職（一）9級以上職員以外のものが一般職（一）8級職員等となった場合
- (7) 職員の扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合  
（地域手当）

第21条 職員に、俸給、俸給の調整額、教職調整額、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に、100分の13を乗じて得た額を地域手当として支給する。

2 他の国立大学法人又は独立行政法人等の職員であった者が、引き続き本学職員となった場合であつて、当該採用の直後に勤務する地域に係る地域手当の支給割合（以下「採用後の支給割合」という。）が当該採用の日の前日に勤務していた地域に係る地域手当の支給割合（以下、「採用前の支給割合」という。）に達しないこととなるときに、採用の事情、当該勤務することとなった日の前日における勤務地等を考慮して前項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる場合（当該採用の日の前日に勤務していた地域に引き続き6月を超えて勤務していた場合に限る。）は、当該職員には、前項の規定にかかわらず、当該採用の日から2年を経過するまでの間（第2号に定める割合が採用後の支給割合以下となるときは、当該採用の日から1年を経過するまでの間。）、俸給、俸給の調整額、教職調整額、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

- (1) 当該採用の日から同日以後1年を経過するまでの間 採用前の支給割合

(採用前の支給割合が当該採用後に改定された場合にあっては、当該採用の日の前日の採用前の支給割合。次号において同じ。)

(2) 当該採用の日から同日以後2年を経過する日までの期間(前号に掲げる期間を除く。) 採用前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合

(住居手当)

第22条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(別に定める職員を除く。)

(2) 第24条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が居住するための住宅(別に定める住宅を除く。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるもの

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額(当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額)とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額

ア 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額

イ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円)を11,000円に加算した額

(2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

3 新たに第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額、住宅の所有関係等に変更があった場合についても、同様とする。

4 住居手当の支給は、職員が新たに第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。た

だし、住居手当の支給の開始については、第3項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 5 住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

（通勤手当）

第23条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
  - (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
  - (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
    - (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給

単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

- (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につきそれぞれ次に定める額
- ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円
  - イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円
  - ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,300円
  - エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,400円
  - オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 13,500円
  - カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 16,600円
  - キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 19,700円
  - ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 22,800円
  - ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 25,900円
  - コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 29,100円
  - サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 32,300円
  - シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 35,500円
  - ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 38,700円
- (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ、前2号に定める額（1月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額
- 3 他の国立大学法人又は独立行政法人等の職員であった者から引き続き本学職

員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動の直前の住居（当該住居に相当するものを含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 職員は、新たに第1項の職員たる要件を具備するに至った場合には、その通勤の実情を速やかに届け出なければならない。同項の職員が次の各号のいずれかに該当する場合についても同様とする。

(1) 事業場を異にして異動した場合

(2) 住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があつた場合

5 通勤手当は、支給単位期間（別に定める場合を除く。）に係る最初の月における第13条に定める日に支給する。

6 通勤手当の支給は、職員に新たに第1項の職員たる要件が具備されるに至った場合においてはその日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第4項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行われた

ときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 7 通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。
- 8 通勤手当を支給される職員につき、離職その他別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。
- 9 通勤手当を支給される職員につき、出張、休暇、欠勤その他の事由により、支給単位期間等に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、当該支給単位期間等に係る通勤手当は、支給することができない。
- 10 この条において、「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6月を超えない範囲内で1月を単位として別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1月）をいう。

（単身赴任手当）

第24条 他の国立大学法人又は独立行政法人等の職員であった者から引き続き本学職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から本学に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から本学に通勤することが、通勤距離等を考慮して困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円（職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下「交通距離」という。）が100キロメートル以上である職員にあつては、その額に、交通距離の区分に応じて次に定める額を加算した額）とする。

- |     |                            |         |
|-----|----------------------------|---------|
| (1) | 100キロメートル以上 300キロメートル未満    | 8,000円  |
| (2) | 300キロメートル以上 500キロメートル未満    | 16,000円 |
| (3) | 500キロメートル以上 700キロメートル未満    | 24,000円 |
| (4) | 700キロメートル以上 900キロメートル未満    | 32,000円 |
| (5) | 900キロメートル以上1,100キロメートル未満   | 40,000円 |
| (6) | 1,100キロメートル以上1,300キロメートル未満 | 46,000円 |
| (7) | 1,300キロメートル以上1,500キロメートル未満 | 52,000円 |
| (8) | 1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満 | 58,000円 |

(9) 2,000キロメートル以上2,500キロメートル未満 64,000円

(10) 2,500キロメートル以上 70,000円

- 3 新たに第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、配偶者等との別居の状況等を速やかに届け出なければならない。単身赴任手当を受けている職員の住居、同居者、配偶者等の住居等に変更があった場合についても、同様とする。ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。
- 4 単身赴任手当の支給は、職員が新たに第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が第1項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、第3項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 5 単身赴任手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、単身赴任手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

（特殊勤務手当）

第25条 著しく危険又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を俸給で考慮することが適当でない認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

2 特殊勤務手当の種類は次のとおりとする。

- (1) 教員特殊業務手当
- (2) 教育実習等指導手当
- (3) 教育業務連絡指導手当
- (4) 教職大学院業務手当
- (5) 高所作業手当
- (6) 安全衛生管理手当
- (7) 大学入学共通テスト手当

3 前項に規定する特殊勤務手当に係る特殊業務において、勤務時間規則第3条に規定する所定勤務時間を超え、又は休日等に従事することとなった場合に支払われる超過勤務手当は、第34条の規定にかかわらず、勤務1時間あたりの給与額

を算定する場合は、当該従事することとなった特殊勤務に係る特殊勤務手当を加えて算出するものとする。

(教員特殊業務手当)

第26条 教員特殊業務手当は、附属学校に勤務する教員のうち職務の級が特2級、2級又は1級である者が次に掲げる業務に従事した場合において、当該業務が心身に著しい負担を与える程度に及ぶときに支給する。

(1) 当該附属学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次に掲げるもの。

ア 非常災害時における児童（幼児を含む。以下この項において同じ。）若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務

イ 児童又は生徒の負傷、傷病等に伴う救急の業務

ウ 児童又は生徒に対する緊急の補導業務

(2) 修学旅行、林間・臨海学校等（学校が計画し実施するものに限る。）において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの

(3) 対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で、泊を伴うもので休日等でない日に行うもの

(4) 入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で休日等に行うもの

2 教員特殊業務手当の額は、業務に従事した日1日につき、業務の区分に応じて次の表に定める額とする。

業務の区分	手当額
前項第1号アの業務	6,400円（被害が特に甚大な非常災害の際に、心身に著しい負担を与えると認める業務に従事した場合にあっては、12,800円）
前項第1号イ及びウの業務	6,000円
前項第2号及び第3号の業務	3,400円
前項第4号の業務	900円

(教育実習等指導手当)

第27条 教育実習等指導手当は、附属学校に勤務する教員が、大学の計画に基づく学生の教育実習の指導業務又はこれに準ずる業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき1,000円とする。

(教育業務連絡指導手当)

第28条 教育業務連絡指導手当は、附属学校に勤務する教員のうち、次の表に定める主任等で教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言等の職務を担当する教員が、当該担当に係る業務に従事したときに支給する。

学校種別	主任等
附属小学校	教務主任、学年主任、研究主任、教育実習主任、生

	活指導主事
附属中学校	教務主任, 学年主任, 研究主任, 教育実習主任, 生徒指導主事
附属高等学校及び国際中等教育学校	教務主任, 学年主任, 研究主任, 教育実習主任, 生徒指導主事, 進路指導主事
附属特別支援学校	各部の主任, 教務主任, 研究主任, 教育実習主任, 生徒指導主事(中学部・高等部), 進路指導主事(高等部)

2 前項の手当の額は、業務に従事した月1月につき4,200円とする。

(教職大学院業務手当)

第28条の2 教職大学院業務手当は、附属学校に勤務する教員のうち、東京学芸大学特命教授等に関する規程(平成16年規程第48号)第2条に定められた、大学院教育学研究科教育実践専門職高度化専攻の特命教授等を命じられた教員に支給する。

2 前項の手当の額は、業務に従事した月1月につき11,900円とする。

3 前2項にかかわらず、附属学校に勤務する教員のうち、教職専門実習に従事した教員に、従事した年度1年度につき20,000円を支給する。

(高所作業手当)

第29条 高所作業手当は、財務・研究推進部施設課に勤務する職員が地上15メートル以上の足場の不安定な箇所で行われる工事の監督に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき200円(当該作業が地上30メートル以上の箇所で行われたときは、300円)とする。

(安全衛生管理手当)

第30条 安全衛生管理手当は、国立大学法人東京学芸大学職員安全衛生管理規則(平成16年規則第16号。以下「安全衛生管理規則」という。)第8条、第9条及び第14条の規定に基づき、次に掲げる職務を担当する者にそれぞれの区分に応じた額を支給する。

職務	手当額(月額)
産業医	10,000円
衛生管理者	2,000円
作業環境測定士	5,000円

(大学入学共通テスト手当)

第30条の2 大学入学共通テスト手当は、大学入学共通テストの実施日における試験の業務に従事する職員に支給する。

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき6,000円とする。ただし、業務に従事する時間が4時間を超えない場合は、3,000円とする。

(義務教育等教員特別手当)

第31条 附属学校に勤務する教員には、義務教育等教員特別手当を支給する。

2 前項の手当の月額額は、職務の級及びその者が受ける号俸の別に応じて別表第

12に掲げる額とする。

(給与の減額)

第32条 職員が勤務しないときは、勤務時間規則第18条各号に規定する休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第34条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(超過勤務手当)

第33条 1日7時間45分を超え、若しくは1週間38時間45分を超えて勤務すること(以下「超過勤務」という。)を命ぜられた職員には、超過勤務をした全時間に対して、第34条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次に掲げる勤務の区分に応じた割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1) 1箇月の超過勤務の時間数に応じた超過勤務手当の率は次のとおりとする。なお、この場合、1箇月は毎月1日を起算日とする。

ア 45時間以下 100分の125

イ 45時間を超え、60時間以下 労使協定で定める率

ウ 60時間超え 100分の150

(2) 1年間の超過勤務時間数が360時間を超えた場合の超過勤務手当の率は、労使協定で定める率とする。

(3) この項の定めにより超過勤務手当を支給すべき時間につき、次項の定めによる超過勤務手当が支給されることとなる場合には、前2号で定められた支給率が次項で定められた率を上回る場合のみ、前2号で定められた率から次項で定める率を控除した率の超過勤務手当を支給することとする。

2 勤務時間規則第5条第2項の規定による法定休日(同規則第6条から第8条の規定により法定休日とされた日を含む。以下「法定休日等」という。)に勤務することを命ぜられた職員には、法定休日等に勤務した全時間に対して、第34条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135の割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第34条 前2条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給、俸給の調整額、教職調整額、これらに対する地域手当、管理職手当、初任給調整手当、教育業務連絡指導手当、安全衛生管理手当、義務教育等教員特別手当及び幼稚園教員手当の月額合計額を1年間における1月平均所定勤務時間で除して得た額とする。

(管理職員特別勤務手当)

第35条 第17条第1項の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員が次の各号

に掲げる勤務をした場合に、管理職員特別勤務手当を支給する。

(1) 臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により休日等に勤務した場合

(2) 災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により休日等以外の日の午後10時から午前5時までの間に勤務した場合 2 前項の手当の額は、前項の規定による勤務1回につき、第17条に定める管理職手当の適用区分に応じ次の表に定める額とする。

適用区分	前項第1号の勤務の支給額 (実働時間が6時間を超える場合)	前項第2号の勤務 の支給額
I種	12,000円 (18,000円)	6,000円
II種	10,000円 (15,000円)	5,000円
III種	8,000円 (12,000円)	4,300円
IV種	6,000円 (9,000円)	3,500円
V種	4,000円 (6,000円)	3,000円

(外部資金獲得手当)

第35条の2 外部資金獲得手当は、外部資金の獲得を通じて本学における研究の振興に貢献した教員で、本手当により外部資金獲得に対する還元を選択した者に支給する。

2 外部資金獲得手当を含む外部資金獲得に対する還元に関する事項は、東京学芸大学における外部資金に係る間接経費等取扱要項（令和2年3月12日制定）の定めるところによる。

(幼稚園教員手当)

第35条の3 幼稚園教員手当は、附属幼稚園に勤務する園長、副園長、主幹教諭、教諭及び養護教諭（併任者及び兼務者を除く。）に支給する。

2 前項の手当の月額は、9,000円とする。

(返還義務)

第35条の4 事実に反する届出等により不正又は不当に、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、管理職員特別勤務手当又は外部資金獲得手当を受けた職員は、すでに受けた不正又は不当な当該手当を返還しなければならない。この場合、故意により本学に損害を与えたものとして懲戒の処分をすることがある。

第3節 賞与

(期末手当)

第36条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ第13条第4項で定める日（次条及び第38条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1月以

内に退職(就業規則第14条第1項及び第33条第4号又は第5号の規定による解雇を除く。)した職員(第40条第9項の規定の適用を受ける職員及び別に定める職員を除く。)についても、同様とする。

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の126.25を乗じて得た額(一般職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当する職員のうち、第17条に定める区分がⅠ種及びⅡ種である職員(以下「特定幹部職員」という。)にあつては、100分の106.25を乗じて得た額)に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在職期間	割合
6月	100分の100
5月以上6月未満	100分の80
3月以上5月未満	100分の60
3月未満	100分の30

- 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職した職員にあつては、退職した日現在)において職員が受けるべき俸給、俸給の調整額、教職調整額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 4 次の役職段階別加算表に掲げる俸給表及び職務の級の区分に該当するものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、俸給、俸給の調整額、教職調整額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に同表に定める加算割合を乗じて得た額(特定幹部職員にあつては、その額に俸給月額に次の管理職加算表に定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

(役職段階別加算表)

俸給表	職務の級	加算割合
一般職(一)	8級以上	100分の20
	7級・6級	100分の15
	5級・4級	100分の10
	3級	100分の5
一般職(二)	5級	100分の10
	4級・3級(学長が定めるものに限る。)	100分の5
教育職(一)	5級	100分の15(学長が定めるものにあつては100分の20)
	4級・3級	100分の10(学長が定めるものにあつては100分の15)
	2級(学長が定めるものに限る。)	100分の5
教育職(二) (三)	4級	100分の15
	3級・特2級	100分の10

	2級(学長が定めるものに限る。)	100分の5(学長が定めるものにあつては100分の10)
医療職(一)	6級以上	100分の15
	5級	100分の10
	4級・3級	100分の5
	2級(学長が定めるものに限る。)	100分の5
医療職(二)	6級以上	100分の15
	5級・4級	100分の10
	3級	100分の5
	2級(学長が定めるものに限る。)	100分の5

(管理職加算表)

俸給表	管理職手当の区分	職務の級	加算割合
一般職(一)	I種	7級以上	100分の25
	II種		100分の15
教育職(一)	II種	5級	100分の15

5 附属幼稚園に勤務する園長，副園長，主幹教諭，教諭及び養護教諭（兼務者及び併任者を除く。）の期末手当については，24,270円に，基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて，第2項の表に定める割合を乗じて得た額を，前2項の期末手当の額に加算する。

第37条 次の各号のいずれかに該当する者には，前条第1項の規定にかかわらず，当該各号の基準日に係る期末手当（第3号に掲げる者にあつては，その支給を一時差し止めた期末手当）は，支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第14条第1項の規定により解雇され又は第33条第4号若しくは第5号の規定による解雇の処分を受けた職員
- (2) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員（前号に掲げる者を除く。）で，その退職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (3) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で，その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第38条 支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は，当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 退職した日から当該支給日の前日までの間に，その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して，その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り，刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）され，

その判決が確定していない場合

(2) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

3 前項の規定は、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

4 一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

(勤勉手当)

第39条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ第13条第4項に定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職（就業規則第14条第1項及び第33条第4号又は第5号の規定による解雇を除く。）した職員（別に定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の次の表に掲げる勤務期間の区分に応じた割合に勤務成績による割合を乗じて得た額とする。

勤務期間	割合
6月	100分の100

5月15日以上6月未満	100分の95
5月以上5月15日未満	100分の90
4月15日以上5月未満	100分の80
4月以上4月15日未満	100分の70
3月15日以上4月未満	100分の60
3月以上3月15日未満	100分の50
2月15日以上3月未満	100分の40
2月以上2月15日未満	100分の30
1月15日以上2月未満	100分の20
1月以上1月15日未満	100分の15
15日以上1月未満	100分の10
15日未満	100分の5
零	0

- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき俸給、俸給の調整額、教職調整額及びこれに対する地域手当の月額合計額とする。
- 4 第36条第4項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項」とあるのは、「第39条第3項」と読み替えるものとする。
- 5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第37条中「前条第1項」とあるのは「第39条第1項」と読み替えるものとする。
- 6 第2項に規定する勤務成績による割合は、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、学長が定める。
- (1) 勤務成績が特に優秀な職員 100分の125.25以上100分の316.25以下（特定幹部職員にあつては、100分の149.25以上100分の376.25以下）
  - (2) 勤務成績が優秀な職員 100分の113.75以上100分の125.25未満（特定幹部職員にあつては、100分の134.75以上100分の149.25未満）
  - (3) 勤務成績が良好な職員 100分の102.25（特定幹部職員にあつては、100分の122.25）
  - (4) 勤務成績が良好でない職員 100分の102.25未満（特定幹部職員にあつては、100分の122.25未満）
- 7 前項第1号及び第2号に定める職員の数の合計の割合は、それぞれの職員の総数に占める次に定める程度とする。
- (1) 特定幹部職員以外 100分の30
  - (2) 特定幹部職員 100分の28

### 第3章 給与の特例

(休職者の給与)

第40条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）第7条第2項に

- 規定する通勤をいう。以下同じ。)により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第18条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、給与の全額(労基法第76条による休業補償及び労災保険法による休業補償給付又は休業給付を受ける額(休業特別支援金を含む。)に相当する額を除く額)を支給する。
- 2 職員が結核性疾患にかかり就業規則第18条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに俸給、俸給の調整額、教職調整額、扶養手当、地域手当、住居手当、幼稚園教員手当及び期末手当(以下この条において「俸給等」という。)のそれぞれ100分の80を支給することができる。ただし、附属学校に勤務する職員にあっては、その休職の期間が満2年に達するまでは、給与の全額を支給する。
  - 3 職員が前2項以外の心身の故障により就業規則第18条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、俸給等の100分の80を支給することができる。
  - 4 職員が就業規則第18条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、俸給、俸給の調整額、教職調整額、扶養手当、地域手当、住居手当及び幼稚園教員手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
  - 5 職員が就業規則第18条第1項第3号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、俸給等の100分の70以内を支給することができる。
  - 6 職員が就業規則第18条第1項第4号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、俸給等の100分の70以内(業務上若しくは通勤による生死不明又は所在不明の場合は、100分の100以内)を支給することができる。
  - 7 職員が就業規則第18条第1項第6号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、俸給等の100分の100以内を支給することができる。
  - 8 就業規則第18条の規定により休職にされた職員には、他の規則その他別段の定めがない限り、前7項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。
  - 9 第2項、第3項及び第5項から第7項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第36条第1項に規定する基準日前1月以内に退職(就業規則第14条第1項及び第33条第4号又は第5号の規定による解雇を除く。)したときは、同項の規定により、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。
  - 10 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第37条及び第38条の規定を準用する。この場合において、第37条中「前条第1項」とあるのは、「第40条第9項」と読み替えるものとする。
  - 11 第3項の休職の期間の計算にあたっては、復職後6月以内に同一傷病により

再度休職にされたときは、当該傷病による休職期間は通算するものとする。

(俸給の半減)

第41条 第32条の規定にかかわらず、職員が負傷（業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しくは疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。この項において同じ。）に係る療養のため、又は疾病に係る安全衛生管理規則第20条第2項の規定に基づく就業禁止の措置により、当該療養のための勤務時間規則第22条による病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日（結核性疾患にあつては、1年）を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、俸給、俸給の調整額の半額を減ずる。

2 前項に定められた場合における教職調整額、地域手当、期末手当及び勤勉手当の算定の基礎となる俸給の月額はその半減後の額となる。

(俸給月額の減額支給等)

第41条の2 削除

(育児休業中の給与)

第42条 国立大学法人東京学芸大学育児休業等規則（平成16年規程第6号。この条において「育児休業規則」という。）第4条第1項に規定する育児休業及び第11条の3第1項に規定する出生時育児休業を申し出た職員（この条において「育児休業職員」という。）には、その期間中の給与は支給しない。

2 第36条第1項に規定するそれぞれの基準日に在職する育児休業職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間（これに相当する期間を含む。）がある場合には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。

3 第39条第1項に規定するそれぞれの基準日に在職する育児休業職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある場合には、第1項の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

4 育児休業職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業及び出生時育児休業をした期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することができる。

5 職員が、育児休業規則第14条第1項に規定する部分休業を申し出て勤務しない場合には、第32条の規定により、その勤務しない1時間につき、第34条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

(介護休業中の給与)

第43条 国立大学法人東京学芸大学介護休業等規則（平成16年規程第7号。この条において「介護休業規則」という。）第5条第1項に規定する介護休業を申し

出た職員（この条において「介護休業職員」という。）には、その期間中の給与は支給しない。

- 2 第36条第1項に規定するそれぞれの基準日に在職する介護休業職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間（これに相当する期間を含む。）がある場合には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。
- 3 第39条第1項に規定するそれぞれの基準日に在職する介護休業職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある場合には、第1項の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。
- 4 介護休業職員が職務に復帰した場合には、当該介護休業をした期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、俸給月額を調整することができる。
- 5 職員が、介護休業規則第4条第1項に規定する部分休業を申し出て勤務しない場合には、第32条の規定により、その勤務しない1時間につき、第34条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

（自己啓発等休業中の給与）

第43条の2 国立大学法人東京学芸大学自己啓発等休業規則（平成28年規則第11号。以下「自己啓発等休業規則」という。）第2条第4項に規定する自己啓発等休業を取得している職員（以下「自己啓発等休業職員」という。）には、その期間中の給与は支給しない。

- 2 自己啓発等休業職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該自己啓発等休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することができる。

（配偶者同行休業中の給与）

第43条の3 国立大学法人東京学芸大学配偶者同行休業規則（平成28年規則第12号。以下「配偶者同行休業規則」という。）第2条第3項に規定する配偶者同行休業を取得している職員（以下「配偶者同行休業職員」という。）には、その期間中の給与は支給しない。

- 2 配偶者同行休業職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該配偶者同行休業の期間を100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することができる。

#### 第4章 補則

(補則)

第44条 この規則の実施に関し、必要な事項は別に定める。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則第4条の規定により、本学職員となる者（以下「承継職員」という。）の級、号俸及び次期昇給期については、この規則の施行日（以下「施行日」という。）において、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）の適用を受けることとした場合に得られる級、号俸及び次期昇給期とする。この場合において、当該職員に適用される俸給表は、次の表により読み替えるものとする。

読み替えられる給与法の俸給表	読み替える本学の俸給表
行政職俸給表（一）	一般職俸給表（一）
行政職俸給表（二）	一般職俸給表（二）
教育職俸給表（一）	教育職俸給表（一）
教育職俸給表（二）	教育職俸給表（二）
教育職俸給表（三）	教育職俸給表（三）
医療職俸給表（二）	医療職俸給表（一）
医療職俸給表（三）	医療職俸給表（二）

- 3 承継職員の扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当については、施行日の前日に認定されていた届出をもって、この規則による届出があったものとみなす。
- 4 承継職員のうち、施行日の前日において、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成15年法律第141号）第2条の規定による改正前の給与法第11条の7の適用を受けていた者には、施行日から平成17年3月31日までの間、施行日の前日において、改正前の給与法第11条の7の規定により支給されていた支給割合を都市手当の支給割合と読み替えて適用するものとする。
- 5 承継職員のうち、施行日の前日において給与法第23条の規定の適用を受けていた者の施行日における第40条に規定する給与の支給については、従前のおりとする。
- 6 承継職員のうち、施行日の前日において国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇に関する法律（昭和45年法律第117号）第5条の適用を受けてい

た者の施行日における第40条に規定する給与の支給については、従前のおりとする。

7 承継職員のうち、施行日の前日において俸給の特別調整額を支給されており、施行日以降引き続き当該管理職手当を支給される者のうち、施行日以降の支給割合が低くなる者について、次に掲げるとおり経過措置を設けることとする。

(1) 事務系職員については、その者が在職期間中は従前の支給割合とする。

(2) 大学教員については、その者の施行日の前日から引き続く在任期間中（再任の場合を除く。）は、従前の支給割合とする。

(3) 附属教員については、平成17年3月31日までの間は、従前の支給割合とする。

8 その他この規則に定めのない事項については、当分の間、国家公務員の例に準ずるものとする。

#### 附 則（平17則13）（抄）

平成17年4月1日から適用する。

#### 附 則（平17則20）（抄）

ただし、別表第10（管理職手当支給割合（第17条関係））中大学院課長の項を削る改正規定については、平成17年11月1日から適用する。

#### 附 則（平18則2）

（施行期日）

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

（級及び号俸の切替え）

2 平成18年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において給与規則別表第1から別表第9までの俸給表の適用を受けていた職員（切替日の前日において、国立大学法人東京学芸大学有期雇用職員就業規則（平成16年規則第20号）第26条の規定により、常勤職員の例に準じて給与を支給されていた有期雇用職員及び国立大学法人東京学芸大学任期付附属学校運営参事給与規則（平成16年規則第22号）第3条の規定により給与を支給されていた附属学校運営参事を含む。第4項において「切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員」という。）の切替日における職務の級及び号俸は、切替日の前日においてその者が受けていた級、号俸及びその者が旧号俸を受けていた期間に応じて学長が別に定める。

（切替日前の異動者の号俸の調整）

3 切替日前に採用され又は職務の級を異にして異動した職員及び学長の定める

これに準ずる職員の新号俸については、その者が切替日において新たに職員となったものとした場合又は切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。

(俸給の切替えに伴う経過措置)

- 4 切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなる職員(学長が定める職員を除く。)には、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。
- 5 切替日の前日から引き続き給与規則の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、前項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、学長の定めるところにより、前項の規定に準じて、俸給を支給する。
- 6 切替日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、学長の定めるところにより、前2項の規定に準じて、俸給を支給する。

(平成19年1月2日から平成22年1月1日までの間における職員の昇給に関する特例)

- 7 平成19年1月2日から平成22年1月1日までの間における第10条第5項の適用については、同項中「定める号俸数」とあるのは「定める号俸数から1を減じて得た数に相当する号俸数とする

(平成19年1月1日における特定職員の昇給の号俸数等に関する特例)

- 8 平成19年1月1日における特定職員の昇給は、第10条の規定にかかわらず、次項に規定するその者の勤務成績に応じて定める基準となる号俸数(同項において「基準号俸数」という。)に相当する数から1を減じて得た数に、切替日(切替日後に新たに職員となった特定職員にあっては、新たに職員となった日)から平成18年12月31日までの期間の月数(1未満の端数があるときは、これを1月とする。)を12月で除した数を乗じて得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に相当する号俸数とする。この場合において、次に掲げる特定職員は昇給しない。

- (1) この項の規定による号俸数が零となる特定職員
- (2) 55歳以上の特定職員で次項第2号又は第3号に掲げる特定職員に該当する者
- (3) 次項第3号に掲げる特定職員(55歳以上の特定職員を除く。)で昇給させることが相当でないと認める者

- 9 平成19年1月1日における特定職員の基準号俸数は、当該特定職員が次の各号に掲げる特定職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める号俸数とする。
- (1) 勤務成績が特に良好である特定職員 8号俸以上（55歳以上の特定職員にあっては、4号俸以上）
  - (2) 勤務成績が良好である特定職員 3号俸
  - (3) 勤務成績が良好であると認められない特定職員 1号俸以下
- 10 病気休暇等の事由によって切替日から平成18年12月31日までの期間（当該期間の中途において新たに職員となった特定職員にあっては、新たに職員となった日から同月31日までの期間）の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない特定職員については、前項第3号に掲げる特定職員に該当するものとみなして、前2項の規定を適用する。
- 11 附則第9項第1号に掲げる特定職員の数は、特定職員の総数に100分の15を乗じて得た数に相当する数を超えない範囲内で学長が定める。  
（平成19年1月1日における一般職員の昇給の号俸数等）
- 12 平成19年1月1日において、特定職員以外の職員（以下「一般職員」という。）を第9条の規定による昇給をさせる場合の号俸数は、次項に規定するその者の勤務成績に応じて定める基準となる号俸数（同項において「基準号俸数」という。）に相当する数から1を減じて得た数に、切替日（切替日後に新たに職員となった一般職員にあっては、新たに職員となった日）から平成18年12月31日までの期間の月数（1未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号俸数とする。この場合において、次に掲げる一般職員は昇給しない。
- (1) この項の規定による号俸数が零となる一般職員
  - (2) 55歳以上の一般職員で次項第2号又は第3号に掲げる一般職員に該当する者
  - (3) 次項第3号に掲げる一般職員（55歳以上の一般職員を除く。）で昇給させることが相当でないと認める者
- 13 一般職員の基準号俸数は、当該一般職員が次の各号に掲げる一般職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める号俸数とする。
- (1) 勤務成績が特に良好である一般職員 8号俸以上（55歳以上の一般職員にあっては、4号俸以上）
  - (2) 勤務成績が良好である一般職員 4号俸
  - (3) 勤務成績が良好であると認められない一般職員 3号俸以下
- 14 病気休暇等の事由によって切替日から平成18年12月31日までの期間（当該期間の中途において新たに職員となった一般職員にあっては、新たに職員となった

日から同月31日までの期間)の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない一般職員については、前項第3号に掲げる一般職員に該当するものとみなして、前2項の規定を適用する。

15 附則第13項第1号に掲げる一般職員の数は、一般職員の総数に100分の15を乗じて得た数に相当する数を超えない範囲内で学長が定める。

(地域手当に関する経過措置)

16 平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間においては、次に掲げる地域に所在する勤務場所に勤務する職員に、俸給、俸給の調整額、教職調整額、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に、当該各号に掲げる地域に応じた割合を乗じて得た額を地域手当として支給する。

(1) 世田谷区，練馬区，文京区 100分の12

(2) 小金井市，東久留米市，小平市 100分の11

17 前項に掲げる地域に勤務していた職員がその勤務する地域を異にして異動した場合(これらの職員が当該異動の日の前日に勤務していた地域に引き続き6月を超えて勤務していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合に限る。)において、当該異動の直後に勤務する地域に係る地域手当の支給割合(以下「異動後の支給割合」という。)が当該異動の日の前日に勤務していた地域に係る地域手当(この規則による改正前の第21条の規定による都市手当を含む。)の支給割合(以下、「異動前の支給割合」という。)に達しないこととなるときは、当該職員には、前項の規定にかかわらず、当該異動の日から1年を経過する日までの間、俸給、俸給の調整額、教職調整額、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に異動前の支給割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

#### 附 則 (平19則9)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日(以下、「施行日」という。)の前日から引き続き管理職手当の支給対象である職員のうち、この規則による改正後の第17条の規定による管理職手当額が、施行日の前日に受けていた管理職手当額(以下、「経過措置基準額」という。)に達しないこととなる職員には、当該管理職手当のほか、当該管理職手当と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を管理職手当として支給する。

(1) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の100

(2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の75

(3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の50

(4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の25

- 2 管理職手当の支給対象である職員のうち、施行日以降に新たに本学の職員となった職員の管理職手当について、前項の規定による管理職手当の支給を受ける職員との均衡を著しく失すると認められるときは、別段の取扱いをすることができる。

附 則（平19則33）

この規則は平成19年11月8日から施行し、平成19年10月1日から適用する。

附 則（平20則1）

- 1 この規則は、平成20年1月10日から施行する。
- 2 第20条第3項及び第7項の改正規定並びに改正後の別表第1から別表第7までは、平成19年4月1日から適用する。
- 3 第39条第2項の改正規定は平成19年12月1日から適用する。
- 4 第39条第6項及びこの規則による改正後の第39条第2項の規定にかかわらず、平成19年12月期の勤勉手当の支給に当たっては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第39条第2項	100分の75（特定幹部職員にあっては、100分の95）	100分の77.5（特定幹部職員にあっては、100分の97.5）
第39条第6項第1号	100分の86以上100分の145以下（特定幹部職員にあっては、100分の111以上100分の185以下）	100分の95.5以上100分の155以下（特定幹部職員にあっては、100分の121.5以上100分の195以下）
第39条第6項第2号	100分の78.5以上100分の86未満（特定幹部職員にあっては、100分の101以上100分の111未満）	100分の85以上100分の95.5未満（特定幹部職員にあっては、100分の108以上100分の121.5未満）
第39条第6項第3号	100分の71（特定幹部職員にあっては、100分の91）	100分の74.5（特定幹部職員にあっては、100分の94.5）
第39条第6項第4号	100分の71未満（特定幹部職員にあっては、100分の91未満）	100分の74.5未満（特定幹部職員にあっては、100分の94.5未満）

- 5 この規則による改正後の職員給与規則及びこの規則により読み替える職員給与規則（この項において「改正後の職員給与規則」という。）の規定を適用する場合においては、この規則による改正前の職員給与規則に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規則による給与の内払とみなす。

附 則（平20則14）

この規則は平成20年4月22日から施行し、平成20年4月1日から適用する。  
ただし、別表第10の附属図書館長及び連合学校教育学研究科長の区分及び算定割

合の改正は平成20年5月1日から適用する。

附 則（平20則22）

この規則は、平成20年12月2日から施行し、平成19年8月1日から適用する。

附 則（平21則4）

この規則は平成21年3月5日から施行し、平成21年1月1日から適用する。

附 則（平21則7）

- 1 この規則は、平成21年3月31日から施行し、平成20年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。ただし、別表第4備考第1号、別表第5備考第1号及び別表第8の改正は、平成21年4月1日から適用する。
- 2 適用日前に職務の級を異にして異動した職員（別表第4及び5（俸給（第4条第2項関係）の適用を受ける職員に限る。）については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。

附 則（平21則24）

この規則は、平成21年6月8日から施行し、平成21年6月1日から適用する。

附 則（平21則27）

この規則は、平成21年7月1日から施行する。ただし、別表第10の施設課長の区分及び算定割合の改正は平成21年4月1日から適用する。

附 則（平21則33）

- 1 この規則は、平成21年12月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第36条第2項、第39条第2項及び第6項の規定にかかわらず、平成21年12月期の期末手当及び勤勉手当の支給に当たっては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第36条第2項	12月に支給する場合には100分の130を乗じて得た額	12月に支給する場合には100分の125を乗じて得た額
第39条第2項	100分の70（特定幹部職員にあっては、100分の90）	100分の70（特定幹部職員にあっては、100分の95）
第39条第6項第1号	100分の87以上100分の140以下（特定幹部職員にあっては、	100分の87以上100分の140以下（特定幹部職員にあっては、100分の119

	100分の112.5以上 100分の180以下)	以上100分の190以下)
第39条第6項第2号	100分の77以上100分の87未満（特定幹部職員にあっては、100分の100以上100分の112.5未満）	100分の77以上100分の87未満（特定幹部職員にあっては、100分の105.5以上100分の119未満）
第39条第6項第3号	100分の67（特定幹部職員にあっては、100分の87）	100分の67（特定幹部職員にあっては、100分の92）
第39条第6項第4号	100分の67未満（特定幹部職員にあっては、100分の87未満）	100分の67未満（特定幹部職員にあっては、100分の92未満）

- 3 平成18年3月31日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額（適用日に職員である者（ただし、次の表に掲げるものを除く。）にあっては、当該俸給月額に100分の99.76の割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなる職員には、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。

俸給表	職務の級	号俸
一般職（一）	1級	1号俸から56号俸まで
	2級	1号俸から24号俸まで
	3級	1号俸から8号俸まで
一般職（二）	1級	1号俸から68号俸まで
	2級	1号俸から32号俸まで
教育職（一）	1級	1号俸から48号俸まで
	2級	1号俸から32号俸まで
	3級	1号俸から12号俸まで
教育職（二）	1級	1号俸から52号俸まで
	2級	1号俸から32号俸まで
	特2級	1号俸から4号俸まで
教育職（三）	1級	1号俸から52号俸まで
	2級	1号俸から44号俸まで
	特2級	1号俸から4号俸まで
医療職（一）	1級	1号俸から52号俸まで
	2級	1号俸から32号俸まで
	3級	1号俸から16号俸まで
	4級	1号俸から4号俸まで

医療職（二）	1 級	1 号俸から 56 号俸まで
	2 級	1 号俸から 40 号俸まで
	3 級	1 号俸から 16 号俸まで
	4 級	1 号俸から 4 号俸まで

- 4 適用日の前日から引き続き給与規則の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、前項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、学長の定めるところにより、前項の規定に準じて、俸給を支給する。
- 5 適用日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、学長の定めるところにより、前2項の規定に準じて、俸給を支給する。

#### 附 則（平22則24）

- この規則は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。
- 平成 18 年 3 月 31 日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員（平成 21 年 12 月 1 日において、平成 21 年規則第 33 号附則第 3 項から第 5 項までの適用を受けていた者に限る。）で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額（施行日に職員である者（次の表に掲げるものを除く。）にあっては、当該俸給月額に 100 分の 99.59 の割合を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなる職員には、俸給月額のほか、その差額に相当する額（第 41 条の 2 の適用を受ける者にあっては、当該額から、当該額に同条に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減じた額）を俸給として支給する。

俸給表	職務の級	号俸
一般職（一）	1 級	1 号俸から 93 号俸まで
	2 級	1 号俸から 64 号俸まで
	3 級	1 号俸から 48 号俸まで
	4 級	1 号俸から 32 号俸まで
	5 級	1 号俸から 24 号俸まで
	6 級	1 号俸から 16 号俸まで
	7 級	1 号俸から 4 号俸まで
一般職（二）	1 級	1 号俸から 108 号俸まで
	2 級	1 号俸から 72 号俸まで
	3 級	1 号俸から 64 号俸まで
	4 級	1 号俸から 36 号俸まで
	5 級	1 号俸から 20 号俸まで
教育職（一）	1 級	1 号俸から 88 号俸まで
	2 級	1 号俸から 72 号俸まで
	3 級	1 号俸から 52 号俸まで

	4 級	1 号俸から 40 号俸まで
	5 級	1 号俸から 12 号俸まで
教育職（二）	1 級	1 号俸から 92 号俸まで
	2 級	1 号俸から 72 号俸まで
	特 2 級	1 号俸から 48 号俸まで
	3 級	1 号俸から 24 号俸まで
教育職（三）	1 級	1 号俸から 92 号俸まで
	2 級	1 号俸から 84 号俸まで
	特 2 級	1 号俸から 48 号俸まで
	3 級	1 号俸から 40 号俸まで
医療職（一）	1 級	1 号俸から 85 号俸まで
	2 級	1 号俸から 72 号俸まで
	3 級	1 号俸から 56 号俸まで
	4 級	1 号俸から 44 号俸まで
	5 級	1 号俸から 28 号俸まで
	6 級	1 号俸から 12 号俸まで
医療職（二）	1 級	1 号俸から 96 号俸まで
	2 級	1 号俸から 80 号俸まで
	3 級	1 号俸から 56 号俸まで
	4 級	1 号俸から 44 号俸まで
	5 級	1 号俸から 28 号俸まで
	6 級	1 号俸から 8 号俸まで

- 3 施行日の前日から引き続き給与規則の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、前項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、学長の定めるところにより、前項の規定に準じて、俸給を支給する。
- 4 施行日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前 2 項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、学長の定めるところにより、前 2 項の規定に準じて、俸給を支給する。
- 5 平成 23 年 4 月 1 日において 43 歳に満たない職員のうち、平成 22 年 1 月 1 日に平成 18 年規則第 2 号附則第 7 項の適用を受けた者（復職時調整等において昇給抑制を受けた者を含む。）の号俸を平成 23 年 4 月 1 日に 1 号俸上位とする調整を行う。

#### 附 則（平23則12）

この規則は、平成23年12月22日から施行し、平成23年10月1日から適用する。ただし、別表第10の環境教育研究センター長及び事務局参事役の職名の改正は平成23年4月1日から適用する。

#### 附 則（平24則4）

- 1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 18 年 3 月 31 日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員(平成 22 年 12 月 1 日において、平成 22 年規則第 24 号附則第 2 項から第 4 項までの適用を受けていた者に限る。)で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額(施行日に職員である者(次の表に掲げるものを除く。))にあっては、当該俸給月額に 100 分の 99.10 の割合を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなる職員には、平成 26 年 3 月 31 日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額(第 41 条の 2 の適用を受ける者にあっては、当該額から、当該額に同条に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減じた額)を俸給として支給する。

俸給表	職務の級	号俸
一般職(一)	1 級	1 号俸から 93 号俸まで
	2 級	1 号俸から 76 号俸まで
	3 級	1 号俸から 60 号俸まで
	4 級	1 号俸から 44 号俸まで
	5 級	1 号俸から 36 号俸まで
	6 級	1 号俸から 28 号俸まで
	7 級	1 号俸から 16 号俸まで
	8 級	1 号俸から 4 号俸まで
一般職(二)	1 級	1 号俸から 121 号俸まで
	2 級	1 号俸から 84 号俸まで
	3 級	1 号俸から 76 号俸まで
	4 級	1 号俸から 48 号俸まで
	5 級	1 号俸から 32 号俸まで
教育職(一)	1 級	1 号俸から 100 号俸まで
	2 級	1 号俸から 84 号俸まで
	3 級	1 号俸から 64 号俸まで
	4 級	1 号俸から 52 号俸まで
	5 級	1 号俸から 24 号俸まで
教育職(二)	1 級	1 号俸から 104 号俸まで
	2 級	1 号俸から 84 号俸まで
	特 2 級	1 号俸から 60 号俸まで
	3 級	1 号俸から 36 号俸まで
教育職(三)	1 級	1 号俸から 104 号俸まで
	2 級	1 号俸から 96 号俸まで
	特 2 級	1 号俸から 60 号俸まで
	3 級	1 号俸から 52 号俸まで
医療職(一)	1 級	1 号俸から 85 号俸まで
	2 級	1 号俸から 84 号俸まで
	3 級	1 号俸から 68 号俸まで
	4 級	1 号俸から 56 号俸まで
	5 級	1 号俸から 40 号俸まで
	6 級	1 号俸から 24 号俸まで
	7 級	1 号俸から 8 号俸まで

医療職（二）	1 級	1 号俸から 108 号俸まで
	2 級	1 号俸から 92 号俸まで
	3 級	1 号俸から 68 号俸まで
	4 級	1 号俸から 56 号俸まで
	5 級	1 号俸から 40 号俸まで
	6 級	1 号俸から 20 号俸まで
	7 級	1 号俸から 4 号俸まで

- 3 施行日の前日から引き続き給与規則の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、前項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、学長の定めるところにより、前項の規定に準じて、俸給を支給する。
- 4 施行日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、学長の定めるところにより、前2項の規定に準じて、俸給を支給する。
- 5 平成24年4月1日において36歳に満たない職員のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の昇給その他の号俸の決定状況(以下「調整考慮事項」という。)を考慮して調整の必要がある職員の平成24年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸(同日において30歳に満たない職員であって、当該職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要がある職員にあっては、2号俸)上位の号俸とする。
- 6 平成25年4月1日において学長の定める年齢に満たない職員のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成24年4月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして学長の定める職員の平成25年4月1日における号俸は、この項の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸(職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして学長の定める職員にあっては、2号俸)上位の号俸とする。
- 7 平成26年4月1日において学長の定める年齢に満たない職員のうち、当該職員の調整考慮事項並びに平成24年4月1日及び平成25年4月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして学長の定める職員の平成26年4月1日における号俸は、この項の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸(職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして学長の定める職員にあっては、2号俸)上位の号俸とする。

#### 附 則（平24則8）

- 1 この規則は、平成24年7月1日から施行する。

2 施行の日から平成 26 年 3 月 31 日までの間(以下「特例期間」という。)においては、第 4 条第 2 項各号の俸給表の適用を受ける職員に対する俸給月額(平成 24 年規則第 4 号附則第 2 項から第 5 項までに規定する俸給月額を含み、当該職員が第 41 条の適用を受けるものである場合にあっては、同条本文の規定により半額を減ぜられた俸給月額をいう。以下同じ。)の支給に当たっては、俸給月額から、俸給月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる俸給表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じてそれぞれ同表の右欄に定める割合(以下「支給減額率」という。)を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

俸給表	職務の級	割合
一般職（一）	2 級以下	100 分の 4.77
	3 級から 6 級	100 分の 7.77
	7 級以上	100 分の 9.77
一般職（二）	3 級以下	100 分の 4.77
	4 級以上	100 分の 7.77
教育職（一）	2 級以下	100 分の 4.77
	3 級から 4 級	100 分の 7.77
	5 級	100 分の 9.77
教育職（二）	2 級以下	100 分の 4.77
	特 2 級以上	100 分の 7.77
教育職（三）	2 級以下	100 分の 4.77
	特 2 級以上	100 分の 7.77
医療職（一）	2 級以下	100 分の 4.77
	3 級から 7 級	100 分の 7.77
	8 級	100 分の 9.77
医療職（二）	2 級以下	100 分の 4.77
	3 級から 6 級	100 分の 7.77
	7 級	100 分の 9.77

3 特例期間においては、本規則に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1)管理職手当 当該職員の管理職手当の月額に 100 分の 10 を乗じて得た額

(2)地域手当 当該職員の俸給月額に対する地域手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の管理職手当に対する地域手当の月額に 100 分の 10 を乗じて得た額

(3)期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に、100 分の 9.77 を乗じて得

た額

(4) 勤勉手当 当該職員が受けるべき勤勉手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額

(5) 第40条第1項から第7項まで又は第9項の規定により支給される給与 当該職員に適用される次のイからホまでに掲げる規定の区分に応じ当該イからホまでに定める額

イ 第40条第1項 前項及び前各号に定める額

ロ 第40条第2項又は第3項 前項並びに第2号及び第3号に定める額に100分の80を乗じて得た額

ハ 第40条第4項 前項及び第2号に定める額に、同条第4項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ニ 第40条第5項 前項並びに第2号及び第3号に定める額に、同条第5項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ホ 第40条第9項 第3号に定める額に100分の80を乗じて得た額(同条第5項の規定により給与の支給を受ける職員にあっては、同号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額)

4 特例期間においては、第25条、第32条及び第33条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第34条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、俸給月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を1年間における1月平均所定勤務時間で除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

5 特例期間においては、第41条の2の規定の適用を受ける職員に対する第2項、第3項第2号から第5号まで並びに第4項の規定の適用については、第2項中「俸給月額に」とあるのは「俸給月額から第41条の2第1項に定める額に相当する額を減じた額に」と、第3項第2号中「俸給月額に対する地域手当の月額」とあるのは「俸給月額に対する地域手当の月額から第41条の2第2項に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第3号中「期末手当の額」とあるのは「期末手当の額から第41条の2第3項に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第4号中「勤勉手当の額」とあるのは「勤勉手当の額から第41条の2第3項に定める額に相当する額を減じた額」と、同項5号イ中「前項及び前各号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項及び前各号」と、同号ロ及びニ中「前項並びに第2号及び第3号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項並びに第2号及び第3号」と、同号ハ中「前項及び第2号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項及び第2号」と、同号ホ中「第3号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた第3号」と第4項中「除して得た額」とあるのは「除して得た額から第41条の2第3項の規定により給与額か

ら減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。

6 特例期間においては、第 42 条第 5 項の規定の運用については、同項中「第 34 条」とあるのは、「平成 24 年規則第 8 号附則第 4 項(同附則第 5 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とする。

7 特定期間においては、第 43 条第 5 項の規定の適用については、同項中「第 34 条」とあるのは、「平成 24 年規則第 8 号附則第 4 項(同附則第 5 項の規定により読み替え適用する場合を含む。)」とする。

#### 附 則 (平24則14)

1 この規則は、平成 24 年 9 月 28 日から施行し、平成 24 年 7 月 1 日から適用する。

ただし、別表第 10 の改正は平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

#### 附 則 (平25則17)

1 この規則は、平成 25 年 6 月 20 日から施行し、平成 25 年 6 月 1 日から適用する。

2 平成 25 年 6 月に支給される期末手当及び勤勉手当においては、平成 24 年規則第 8 号附則第 3 項の規定にかかわらず、同項第 3 号及び第 4 号の額を減じないものとする。また、同項第 5 号及び第 5 項においても、同様に同項第 3 号及び第 4 号の額を減じないものとして取り扱う。

#### 附 則 (平25則27)

1 この規則は、平成 25 年 12 月 5 日から施行し、平成 25 年 12 月 1 日から適用する。

2 平成 25 年 12 月に支給される期末手当及び勤勉手当においては、平成 24 年規則第 8 号附則第 3 項の規定にかかわらず、同項第 3 号及び第 4 号の額を減じないものとする。また、同項第 5 号及び第 5 項においても、同様に同項第 3 号及び第 4 号の額を減じないものとして取り扱う。

#### 附 則 (平26則 8)

1 この規則は、平成 26 年 12 月 18 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

ただし、第 39 条の改正は平成 26 年 12 月 1 日から適用する。

2 この規則による改正後の第 39 条第 6 項の規定にかかわらず、平成 26 年 12 月期の勤勉手当の支給に当たっては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第39条第6項第1号	100分の93以上 100分の150以下 (特定幹部職員にあっては、100分の119以上100分の190以下)	100分の102.5以上 100分の165以下 (特定幹部職員にあっては、100分の128.5以上100分の205以下)
第39条第6項第2号	100分の82.5以上 100分の93未満 (特定幹部職員にあっては、100分の105.5以上100分の119未満)	100分の91以上 100分の102.5未満 (特定幹部職員にあっては、100分の114以上100分の128.5未満)
第39条第6項第3号	100分の72(特定幹部職員にあっては、100分の92)	100分の79.5(特定幹部職員にあっては、100分の99.5)
第39条第6項第4号	100分の72未満 (特定幹部職員にあっては、100分の92未満)	100分の79.5未満 (特定幹部職員にあっては、100分の99.5未満)

- 3 平成27年1月1日における第10条第5項の適用については、同項中「定める号俸数」とあるのは「定める号俸数から1を減じて得た数に相当する号俸数」とする。

#### 附 則 (平27則4)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 施行日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなるものには、当分の間、俸給月額のほか、その差額に相当する額(第41条の2第3項の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員(同表の職務の級欄に掲げる職務の級以下である者を除く。以下この項において「特定職員」という。)にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を俸給として支給する。
- 3 施行日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、同項の規定に準じて、俸給を支給する。
- 4 施行日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、採用

事情等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、前2項の規定に準じて、俸給を支給する。

附 則（平28則2）

- 1 この規則は、平成28年3月3日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

ただし、第39条の改正は平成27年12月1日から適用する。

- 2 この規則による改正後の第39条第6項の規定にかかわらず、平成27年12月期の勤勉手当の支給に当たっては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第39条第6項第1号	100分の99以上 100分の160以下 （特定幹部職員 にあつては、100 分の125以上100 分の200以下）	100分の106以上 100分の170以下 （特定幹部職員 にあつては、100 分の132以上100 分の210以下）
第39条第6項第2号	100分の88以上 100分の99未満 （特定幹部職員 にあつては、100 分の111以上100 分の125未満）	100分の94以上 100分の106未満 （特定幹部職員 にあつては、100 分の117以上100 分の132未満）
第39条第6項第3号	100分の77（特定 幹部職員にあつ ては、100分の97）	100分の82（特定 幹部職員にあつ ては、100分の 102）
第39条第6項第4号	100分の77未満 （特定幹部職員 にあつては、100 分の97未満）	100分の82未満 （特定幹部職員 にあつては、100 分の102未満）

附 則（平28則6）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 施行日において休職中である者については、施行日に休職が開始したものとみなし、改正後の第40条第11項の規定を適用する。

附 則（平29則1）

- 1 この規則は、平成29年2月2日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
- 2 第39条第6項の規定にかかわらず、平成28年12月期の勤勉手当の支給に

当たっては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第39条第6項第1号	100分の99以上 100分の160以下 (特定幹部職員 にあつては、100 分の125以上100 分の200以下)	100分の112以上 100分の180以下 (特定幹部職員 にあつては、100 分の138以上100 分の220以下)
第39条第6項第2号	100分の88以上 100分の99未満 (特定幹部職員 にあつては、100 分の111以上100 分の125未満)	100分の99.5以上 100分の112未満 (特定幹部職員 にあつては、100 分の122.5以上 100分の138未満)
第39条第6項第3号	100分の77(特定 幹部職員にあつ ては、100分の97)	100分の87(特定 幹部職員にあつ ては、100分の 107)
第39条第6項第4号	100分の77未満 (特定幹部職員 にあつては、100 分の97未満)	100分の87未満 (特定幹部職員 にあつては、100 分の107未満)

附 則 (平 29 則 10)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。  
(平成 32 年 3 月 31 日までの間における扶養手当に関する特例)
- 2 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間は、改正後の第 20 条第 1 項ただし書及び第 7 項第 3 号から第 6 号までの規定は適用せず、改正後の第 20 条第 3 項及び第 5 項から第 7 項までの規定の適用については、第 3 項中「扶養親族たる配偶者、父母等については 1 人につき 6,500 円(一般職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級であるもの及び教育職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が 5 級であるもの(以下「一般職(一) 8 級職員等」という。)にあつては、3,500 円)、前項第 2 号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については 1 人につき 10,000 円」とあるのは「前項第 1 号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。)については 10,000 円、同項第 2 号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については 1 人につき 8,000 円(職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち 1 人については 10,000 円)、同項第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。)については 1 人につき 6,500 円(職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち 1 人については 9,000 円)」と、第 5 項中「扶養親族(一般職(一) 9 級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、一般職(一)

9級以上職員から一般職（一）9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者，父母等」とあるのは「扶養親族」と，「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において，その職員に配偶者がいないときは，その旨を含む。）」と，同項第1号中「場合（一般職（一）9級以上職員に扶養親族たる配偶者，父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と，同項中「(2)扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が，満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により，扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び一般職（一）9級以上職員に扶養親族たる配偶者，父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「(2)扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が，満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により，扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)(3)扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。)(4)扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）」と，第6項中「扶養親族（一般職（一）9級以上職員にあつては，扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と，「なった日，一般職（一）9級以上職員から一般職（一）9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者，父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職（一）9級以上職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と，「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と，「退職した日，一般職（一）9級以上職員以外の職員から一般職（一）9級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者，父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職（一）9級以上職員となった日」とあるのは「退職した日」と，第7項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号，第2号若しくは第7号」と，「においては，その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第5項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては，これらの」と，「その日が」とあるのは「これらの日が」と，「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と，「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定

による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。), 扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第2号中「扶養親族（一般職（一）9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

- 3 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、改正後の第20条第1項ただし書及び第7項第3号から第6号までの規定は適用せず、改正後の第20条第3項及び第5項から第7項までの規定の適用については、第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「一般職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び教育職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの（以下「一般職（一）8級職員等」という。）にあつては、3,500円）、前項第2号」とあるのは「同項第2号」と、第5項中「扶養親族（一般職（一）9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般職（一）9級以上職員から一般職（一）9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（一般職（一）9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び一般職（一）9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、第6項中「扶養親族（一般職（一）9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般職（一）9級以上職員から一般職（一）9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職（一）9級以上職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「退職した日、一般職（一）9級以上職員以外の職員から一般職（一）9級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るもの

がある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職（一） 9 級以上職員となった日」とあるのは「退職した日」と、第 7 項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第 1 号、第 2 号又は第 7 号」と、「第 1 号又は第 3 号」とあるのは「第 1 号」と、同項第 2 号中「扶養親族（一般職（一） 9 級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

- 4 平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間は、改正後の第 20 条第 1 項ただし書並びに第 7 項第 3 号及び第 5 号の規定は適用せず、改正後の第 20 条第 3 項及び第 5 項から第 7 項までの規定の適用については、第 3 項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」と、「が 8 級」とあるのは「が 8 级以上」と、「一般職（一） 8 級職員等」とあるのは「一般職（一） 8 级以上職員等」と、「前項第 2 号」とあるのは「同項第 2 号」と、第 5 項中「扶養親族（一般職（一） 9 級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般職（一） 9 級以上職員から一般職（一） 9 級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第 1 号中「場合（一般職（一） 9 級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第 2 号中「場合及び一般職（一） 9 級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、第 6 項中「扶養親族（一般職（一） 9 級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般職（一） 9 級以上職員から一般職（一） 9 級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職（一） 9 級以上職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「退職した日、一般職（一） 9 級以上職員以外の職員から一般職（一） 9 級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職（一） 9 級以上職員となった日」とあるのは「退職した日」と、第 7 項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 6 号又は第 7 号」と、「第 1 号又は第 3 号」とあるのは「第 1 号」と、同項第 2 号中「扶養親族（一般職（一） 9 級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第 4 号中「一般職（一） 8 級職員等が一般職（一） 8 級職員等及び一般職（一）

9 級以上職員」とあるのは「一般職（一）8 級以上職員等が一般職（一）8 級以上職員等」と、同項第 6 号中「一般職（一）8 級職員等及び一般職（一）9 級以上職員」とあるのは「一般職（一）8 級以上職員等」と、「が一般職（一）8 級職員等」とあるのは「が一般職（一）8 級以上職員等」とする。

附 則（平30則1）

- 1 この規則は、平成 30 年 2 月 8 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 第 39 条第 6 項の規定にかかわらず、平成 29 年 12 月期の勤勉手当の支給に当たっては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第39条第6項第1号	100 分の 99 以上 100 分の 160 以下 (特定幹部職員にあっては、100 分の 125 以上 100 分の 200 以下)	100 分の 109 以上 100 分の 180 以下 (特定幹部職員にあっては、100 分の 133 以上 100 分の 220 以下)
第39条第6項第2号	100 分の 88 以上 100 分の 99 未満 (特定幹部職員にあっては、100 分の 111 以上 100 分の 125 未満)	100 分の 98 以上 100 分の 109 未満 (特定幹部職員にあっては、100 分の 119 以上 100 分の 133 未満)
第39条第6項第3号	100 分の 77 (特定幹部職員にあっては、100 分の 97)	100 分の 87 (特定幹部職員にあっては、100 分の 107)
第39条第6項第4号	100 分の 77 未満 (特定幹部職員にあっては、100 分の 97 未満)	100 分の 87 未満 (特定幹部職員にあっては、100 分の 107 未満)

附 則（平30則10）

- 1 この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 39 条第 6 項の規定にかかわらず、平成 29 年 12 月期の勤勉手当の支給に当たっては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第39条第6項第1号	100 分の 99 以上 100 分の 160 以下 (特定幹部職員にあっては、100 分の 125 以上 100 分の 200 以下)	100 分の 121 以上 100 分の 200 以下 (特定幹部職員にあっては、100 分の 145 以上 100 分の 240 以下)
第39条第6項第2号	100 分の 88 以上 100 分の 99 未満 (特定幹部職員にあっては、100 分の 111 以上 100 分の 125 未満)	100 分の 109 以上 100 分の 121 未満 (特定幹部職員にあっては、100 分の 119 以上 100 分の 133 未満)

	ては、100分の111以上100分の125未満)	あつては、100分の130以上100分の145未満)
第39条第6項第3号	100分の77(特定幹部職員にあつては、100分の97)	100分の97(特定幹部職員にあつては、100分の117)
第39条第6項第4号	100分の77未満(特定幹部職員にあつては、100分の97未満)	100分の97未満(特定幹部職員にあつては、100分の117未満)

- 3 東京学芸大学職員給与規則の一部を改正する規則(平成27年規則第4号)附則第2項中「当分の間」とあるのは、「平成30年3月31日までの間」とする。
- 4 平成30年4月1日(以下「調整日」という。)において37歳に満たない職員のうち、平成27年1月1日に昇給した職員の調整日における号俸は、この項の適用がないものとした場合に調整日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

附 則(平31則1)

- 1 この規則は、平成31年2月7日から施行し、平成30年4月1日から適用する。ただし、第36条第2項の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第39条第6項の規定にかかわらず、平成30年12月期の勤勉手当の支給に当たっては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第39条第6項第1号	100分の99以上100分の160以下(特定幹部職員にあつては、100分の125以上100分の200以下)	100分の126以上100分の210以下(特定幹部職員にあつては、100分の150以上100分の250以下)
第39条第6項第2号	100分の88以上100分の99未満(特定幹部職員にあつては、100分の111以上100分の125未満)	100分の114以上100分の126未満(特定幹部職員にあつては、100分の135以上100分の150未満)
第39条第6項第3号	100分の77(特定幹部職員にあつては、100分の97)	100分の102(特定幹部職員にあつては、100分の122)
第39条第6項第4号	100分の77未満(特定幹部職員にあつては、100分の97未満)	100分の102未満(特定幹部職員にあつては、100分の122未満)

附 則(令2則3)

- 1 この規則は、令和2年2月6日から施行し、平成31年4月1日から適用する。
- 2 第39条第6項の規定にかかわらず、令和元年12月期の勤勉手当の支給に当たっては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ

同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第39条第6項第1号	100 分の 99 以上 100 分の 160 以下（特定幹部職員にあっては，100 分の 125 以上 100 分の 200 以下）	100 分の 131 以上 100 分の 220 以下（特定幹部職員にあっては，100 分の 155 以上 100 分の 260 以下）
第39条第6項第2号	100 分の 88 以上 100 分の 99 未満（特定幹部職員にあっては，100 分の 111 以上 100 分の 125 未満）	100 分の 119 以上 100 分の 131 未満（特定幹部職員にあっては，100 分の 140 以上 100 分の 155 未満）
第39条第6項第3号	100 分の 77（特定幹部職員にあっては，100 分の 97）	100 分の 107（特定幹部職員にあっては，100 分の 127）
第39条第6項第4号	100 分の 77 未満（特定幹部職員にあっては，100 分の 97 未満）	100 分の 107 未満（特定幹部職員にあっては，100 分の 127 未満）

附 則（令 2 則 6）

（施行期日）

- 1 この規則は，令和 2 年 4 月 1 日から施行する。  
（住居手当に関する経過措置）
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において改正前の第 22 条の規定により支給されていた住居手当の月額が 2,000 円を超える職員であって，施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け，家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っているもののうち，次の各号のいずれかに該当するものに対しては，施行日から令和 3 年 3 月 31 日までの間，改正後の第 22 条の規定にかかわらず，当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には，当該相当する額を超えない範囲内で附則第 4 項で定める額。以下「旧手当額」という。）から 2,000 円を控除した額の住居手当を支給する。
  - (1) 改正後の第 22 条第 1 項各号のいずれにも該当しないこととなる職員
  - (2) 旧手当額から改正後の第 22 条第 2 項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が 2,000 円を超えることとなる職員  
（適用除外職員）
- 3 前項の規定は，次の各号に掲げる職員については適用しない。
  - (1) 施行日の前日において改正前の第 22 条第 1 項第 1 号に該当していた職員であって，次に掲げる職員のいずれかに該当するもの

- ア 改正後の第 22 条の規定を適用するとしたならば新たに同条第 1 項第 2 号に該当することとなる職員
  - イ 改正前の第 22 条の規定を適用するとしたならば同条第 1 項第 1 号に該当しないこととなる職員
- (2) 施行日の前日において改正前の第 22 条第 1 項各号のいずれにも該当していた職員であって、同条の規定を適用するとしたならば同条第 1 項各号のいずれか又は全てに該当しないこととなる職員
- (3) 旧手当額が 2,000 円以下となる職員
- (4) 令和 2 年 3 月 1 日において改正前の第 22 条第 1 項第 1 号に該当していた職員であって、同月 2 日から同月 31 日までの間に次に掲げる職員のいずれかに該当したもの
- ア 改正後の第 22 条の規定を適用したとしたならば新たに同条第 1 項第 2 号にも該当することとなった職員
  - イ 改正前の第 22 条第 1 項第 1 号に該当しないこととなった職員
- (5) 令和 2 年 3 月 1 日において改正前の第 22 条第 1 項各号のいずれにも該当していた職員であって、同月 2 日から同月 31 日までの間に同条第 1 項各号のいずれか又は全てに該当しないこととなった職員
- (6) 令和 2 年 3 月 2 日から同月 31 日までの間に改正前の第 22 条の規定による住居手当に係る家賃の月額に変更があった職員であって、当該変更後の家賃の月額を基礎として同条第 2 項の規定により算出される住居手当の月額が 2,000 円以下となった職員  
(家賃の月額に変更があった場合の旧手当額)
- 4 旧手当額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を基礎として改正前の第 22 条第 2 項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額とする。
- (1) 変更後の家賃の月額が当該変更前に支給されていた附則第 2 項の規定による住居手当の月額の算出の基礎となった家賃の月額(以下この号及び次号において「旧家賃月額」という。)より高い場合(第 3 号に掲げる場合を除く。) 旧家賃月額
  - (2) 変更後の家賃の月額が旧家賃月額より低い場合(次号に掲げる場合を除く。) 変更後の家賃の月額
  - (3) 施行日の前日において改正前の第 22 条第 1 項各号のいずれにも該当していた場合 同項各号に規定する住宅に係る家賃の月額それぞれについて、前 2 号の区分に応じた額  
(支給の始期及び終期)
- 5 附則第 2 項の規定による住居手当の支給は、令和 2 年 4 月から開始し、職員

が同項の職員たる要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）又は令和3年3月のいずれか早い月をもって終わる。

（第22条第3項及び第5項の準用）

- 6 第22条第3項及び第5項の規定は、附則第2項の規定による住居手当の支給について準用する。この場合において、第22条第3項中「新たに第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していること」とあるのは「附則第2項の規定による住居手当を受けている職員は、その居住する住宅、家賃の額等に変更があった場合には、当該変更に係る事実」と、「ならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額等に変更があった場合についても、同様とする」とあるのは「ならない」と、同条第5項中「改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する」とあるのは「改定する」と読み替えるものとする。

（令和3年4月1日における届出の特例）

- 7 令和3年3月31日において、附則第2項の規定による住居手当を支給されている職員であって、同年4月1日においても引き続き当該住居手当に係る住宅を借り受け、家賃を支払っているもののうち、同日に第22条第1項各号に該当することとなるものについては、令和2年3月31日において支給されていた住居手当に係る第22条第3項の規定により行われた届出（前項において準用する第22条第3項の規定による届出が行われた場合には、当該届出）を令和3年4月1日において支給されることとなる住居手当に係る同項の規定により行われた届出とみなす。

#### 附 則（令2則26）

- 1 この規則は、令和2年12月1日から施行する。
- 2 令和2年12月期に支給する期末手当に関する改正後の第36条第2項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の125」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の105」とする。

#### 附 則（令3則2）

- 1 この規則は、令和3年1月28日から施行し、令和2年12月1日から適用する。
- 2 第39条第6項の規定にかかわらず、令和2年12月期の勤勉手当の支給に当たっては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる 字句	読み替える字句
---------	---------------	---------

第39条第6項第1号	100 分の 99 以上 100 分の 160 以下（特定幹部職員にあっては，100分の125以上100分の200以下）	100 分の 131 以上 100 分の 220 以下（特定幹部職員にあっては，100 分の 155 以上 100 分の 260 以下）
第39条第6項第2号	100分の88以上 100分の99未満（特定幹部職員にあっては，100分の111以上100分の125未満）	100 分の 119 以上 100 分の 131 未満（特定幹部職員にあっては，100 分の 140 以上 100 分の 155 未満）
第39条第6項第3号	100分の77（特定幹部職員にあっては，100分の97）	100分の107（特定幹部職員にあっては，100分の127）
第39条第6項第4号	100分の77未満（特定幹部職員にあっては，100分の97未満）	100分の107未満（特定幹部職員にあっては，100分の127未満）

附 則（令4則3）

- この規則は，令和4年1月27日から施行し，令和3年12月1日から適用する。
- 第39条第6項の規定にかかわらず，令和3年12月期の勤勉手当の支給に当たっては，次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は，それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第39条第6項第1号	100 分の 99 以上 100 分の 160 以下（特定幹部職員にあっては，100分の125以上100分の200以下）	100 分の 131 以上 100 分の 220 以下（特定幹部職員にあっては，100 分の 155 以上 100 分の 260 以下）
第39条第6項第2号	100分の88以上 100分の99未満（特定幹部職員にあっては，100分の111以上100分の125未満）	100 分の 119 以上 100 分の 131 未満（特定幹部職員にあっては，100 分の 140 以上 100 分の 155 未満）
第39条第6項第3号	100分の77（特定幹部職員にあっては，100分の97）	100分の107（特定幹部職員にあっては，100分の127）
第39条第6項第4号	100分の77未満（特定幹部職員にあっては，100分の97未満）	100分の107未満（特定幹部職員にあっては，100分の127未満）

附 則（令4則20）

この規則は，令和4年6月7日から施行し，令和4年6月1日から適用する。

附 則（令 4 則 22）

この規則は、令和 4 年 9 月 29 日から施行し、令和 4 年 10 月 1 日から適用する。ただし、第 3 条、第 34 条、第 35 条の 3、第 36 条及び第 40 条の改正は令和 4 年 2 月 1 日から適用する。

附 則（令 5 則 1）

- 1 この規則は、令和 5 年 2 月 2 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 第 39 条第 6 項の規定にかかわらず、令和 4 年 12 月期の勤勉手当の支給に当たっては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 39 条第 6 項第 1 号	100 分の 99 以上 100 分の 160 以下（特定幹部職員にあっては、100 分の 125 以上 100 分の 200 以下）	100 分の 140 以上 100 分の 240 以下（特定幹部職員にあっては、100 分の 164 以上 100 分の 280 以下）
第 39 条第 6 項第 2 号	100 分の 88 以上 100 分の 99 未満（特定幹部職員にあっては、100 分の 111 以上 100 分の 125 未満）	100 分の 128 以上 100 分の 140 未満（特定幹部職員にあっては、100 分の 149 以上 100 分の 164 未満）
第 39 条第 6 項第 3 号	100 分の 77（特定幹部職員にあっては、100 分の 97）	100 分の 116（特定幹部職員にあっては、100 分の 136）
第 39 条第 6 項第 4 号	100 分の 77 未満（特定幹部職員にあっては、100 分の 97 未満）	100 分の 116 未満（特定幹部職員にあっては、100 分の 136 未満）

附 則（令 6 則 2）

- 1 この規則は、令和 6 年 1 月 26 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 当分の間、職員の俸給月額を、当該職員が 60 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日（附則第 4 項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される俸給表の俸給月額のうち、当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号俸に応じた額に 100 分の 70 を乗じて得た額（その額に 50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこ

れを切り上げるものとする。)とする。

- 3 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
  - (1) 任期を定めて雇用される職員
  - (2) 教授，准教授，講師，助教及び助手
- 4 就業規則第 17 条の 2 の規定により管理監督職以外の職へ降任された職員であつて，当該管理監督職以外の職へ降任された日（以下この項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員のうち，特定日に附則第 2 項の規定により当該職員の受ける俸給月額（以下この項において「特定日俸給月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた俸給月額に 100 分の 70 を乗じて得た額（その額に 50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て，50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを切り上げるものとする。以下この項において「基礎俸給月額」という。）に達しないこととなる職員には，当分の間，特定日以後，附則第 2 項の規定により当該職員の受ける俸給月額のほか，基礎俸給月額と特定日俸給月額との差額に相当する額を俸給として支給する。
- 5 前項の規定による俸給の額と当該俸給を支給される職員の受ける俸給月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額を超える場合における前項の規定の適用については，同項中「基礎俸給月額と特定日俸給月額との差額」とあるのは，「当該職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額と当該職員の受ける俸給月額との差額」とする。
- 6 附則第 4 項の規定による俸給を支給される職員に対する第 36 条第 4 項（第 39 条第 4 項において準用する場合を含む。）の適用については，これらの規定中「俸給」とあるのは，「俸給と令和 6 年規則第 2 号附則第 4 項の規定による俸給の額との合計額」とする。
- 7 附則第 2 項の適用を受ける職員の俸給の調整額，管理職手当，初任給調整手当及び義務教育等教員特別手当（以下「対象手当」という。）の月額は，当該職員に適用される対象手当の額に，それぞれ 100 分の 70 を乗じて得た額（その額に 50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て，50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを切り上げるものとする。）とする。

#### 附 則（令 6 則 9）

- 1 この規則は，令和 6 年 3 月 14 日から施行し，令和 5 年 4 月 1 日から適用する。ただし，第 36 条第 2 項の改正規定は，令和 5 年 12 月 1 日から適用する。
- 2 令和 5 年 12 月期に支給する期末手当に関する改正後の第 36 条第 2 項の規定の適用については，同項中「100 分の 122.5」とあるのは「100 分の 125」と，「100 分の 102.5」とあるのは「100 分の 105」と読み替えるものとする。

- 3 第39条第6項の規定にかかわらず，令和5年12月期の勤勉手当の支給に当たっては，次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は，それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第39条第6項第1号	100分の121.5以上100分の205以下（特定幹部職員にあっては，100分の145.5以上100分の245以下）	100分の144以上100分の250以下（特定幹部職員にあっては，100分の166以上100分の290以下）
第39条第6項第2号	100分の110以上100分の121.5未満（特定幹部職員にあっては，100分の131以上100分の145.5未満）	100分の132以上100分の144未満（特定幹部職員にあっては，100分の151以上100分の166未満）
第39条第6項第3号	100分の98.5（特定幹部職員にあっては，100分の118.5）	100分の120（特定幹部職員にあっては，100分の140）
第39条第6項第4号	100分の98.5未満（特定幹部職員にあっては，100分の118.5未満）	100分の120未満（特定幹部職員にあっては，100分の140未満）

附 則（令7則3）

- この規則は，令和7年1月23日から施行し，令和6年12月1日から適用する。
- 令和6年12月期に支給する期末手当に関する改正後の第36条第2項の規定の適用については，同項中「100分の125」とあるのは「100分の127.5」と，「100分の105」とあるのは「100分の107.5」と読み替えるものとする。
- 第39条第6項の規定にかかわらず，令和6年12月期の勤勉手当の支給に当たっては，次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は，それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第39条第6項第1号	100分の124以上100分の207.5以下（特定幹部職員にあっては，100分の148以上100分の247.5以下）	100分の126.5以上100分の210以下（特定幹部職員にあっては，100分の150.5以上100分の250以下）
第39条第6項第2号	100分の112.5以上100分の124未満（特定幹部職員にあっては，100分の133.5以上100分の148未満）	100分の115以上100分の126.5未満（特定幹部職員にあっては，100分の136以上100分の150.5未満）
第39条第6項第3号	100分の101（特定幹部職員にあっては，100分の121）	100分の103.5（特定幹部職員にあっては，100分の123.5）

第39条第6項 第4号	100分の101未満（特定幹部職員にあっては、100分の121未満）	100分の103.5未満（特定幹部職員にあっては、100分の123.5未満）
----------------	------------------------------------	--

附 則（令7則6）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第20条及び第22条の改正規定は、令和8年4月1日から適用する。
- 2 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間においては、第17条の管理職手当の支給に当たっては、別表第10の大学教員については、当該手当から、当該手当額に100分の50を乗じて得た額に相当する額を減ずる。
- 3 第20条第3項の規定にかかわらず、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間においては、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（一般職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び教育職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの（以下「一般職（一）8級職員等」という。）にあっては、3,500円）」とあるのは「扶養親族たる配偶者については3,000円（一般職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び教育職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの（以下「一般職（一）8級職員等」という。）にあっては、支給しない）、扶養親族たる父母等については1人につき6,500円（一般職（一）8級職員等にあっては、3,500円）」と、「10,000円」とあるのは「11,500円」と読み替えるものとする。
- 4 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において給与規則別表第1から別表第7までの俸給表の適用を受けていた職員の切替日における号俸は、切替日の前日においてその者が受けていた職務の級及び号俸に応じて学長が別に定める。

附 則（令7則17）

この規則は、令和7年3月14日から施行し、令和6年12月1日から適用する。

附 則（令7則21）

- 1 この規則は、令和7年9月25日から施行し、令和7年4月1日から適用する。ただし、第19条の改正規定は令和6年12月1日から適用する。
- 2 第10条及び別表第7の2の規定にかかわらず、国立大学法人東京学芸大学大学教員年俸制給与規則（令和4年規則第26号。以下「大学教員年俸制給与規則」という。）第2条に規定する年俸制適用教員についての、大学教員年俸制給与規則第8条に規定する令和7年4月1日付け基本給の改定は、なお従前の例による。

- 3 国立大学法人東京学芸大学職員給与規則の一部を改正する規則（令和7年規則第6号）の附則第4項の規定の適用にあたって、令和7年4月1日の前日において職務の級が一般職俸給表（一）8級以上又は教育職俸給表（一）5級である職員の新号俸については、その者が令和7年4月1日において当該職務の級に異動又はこれに準ずるものをした場合との均衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。

附 則（令8則3）

- 1 この規則は、令和8年3月12日から施行する。ただし、この規則の施行日に在職する職員については、令和7年12月1日から適用する。
- 2 令和7年12月期に支給する期末手当に関する改正後の第36条第2項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の127.5」と、「100分の106.25」とあるのは「100分の107.5」と読み替えるものとする。
- 3 第39条第6項の規定にかかわらず、令和7年12月期の勤勉手当の支給に当たっては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第39条第6項第1号	100分の125.25以上 100分の316.25以下 （特定幹部職員にあっては、100分の149.25以上100分の376.25以下）	100分の126.5以上 100分の317.5以下 （特定幹部職員にあっては、100分の150.5以上100分の377.5以下）
第39条第6項第2号	100分の113.75以上 100分の125.25未満 （特定幹部職員にあっては、100分の134.75以上100分の149.25未満）	100分の115以上100分の126.5未満（特定幹部職員にあっては、100分の136以上100分の150.5未満）
第39条第6項第3号	100分の102.25（特定幹部職員にあっては、100分の122.25）	100分の103.5（特定幹部職員にあっては、100分の123.5）
第39条第6項第4号	100分の102.25未満 （特定幹部職員にあっては、100分の122.25未満）	100分の103.5未満 （特定幹部職員にあっては、100分の123.5未満）

別表第1（第4条第2項関係）

一般職俸給表（一）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
号俸	俸給月額									
1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900	525,300	567,100
2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200	532,000	574,100
3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100	537,100	580,000
4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700	541,300	584,800
5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700	544,700	588,800
6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100	547,900	591,700
7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000	550,800	594,100
8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500	553,300	596,000
9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500	555,300	
10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600			
11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100			
12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600			
13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100			
14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400			
15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700			
16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900			
17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100			
18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400			
19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700			
20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900			
21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100			
22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900			
23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700			
24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500			
25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100			
26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700			
27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300			
28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900			
29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600			
30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400			
31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800			
32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500			
33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000			
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400			
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800			
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200			
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600			
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900			
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200			
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500			

41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800			
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100			
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400			
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700			
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000			
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100				
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400				
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700				
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900				
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200				
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400				
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700				
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900				
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200				
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500				
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800				
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000				
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300				
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600				
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800				
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000				
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300				
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600				
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800				
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000				
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300				
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600				
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800				
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000				
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300				
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600				
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800				
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000				
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300					
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600					
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800					
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000					
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300					
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600					
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800					
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000					
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300					
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600					
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800					
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000					

86	266,200	305,800	355,700							
87	266,500	306,100	356,100							
88	266,800	306,400	356,500							
89	267,100	306,700	356,700							
90	267,400	307,000	357,100							
91	267,700	307,300	357,500							
92	268,000	307,600	357,900							
93	268,300	307,800	358,100							
94		308,000	358,400							
95		308,300	358,800							
96		308,700	359,100							
97		308,900	359,400							
98		309,200	359,800							
99		309,500	360,200							
100		309,900	360,600							
101		310,100	361,100							
102		310,400	361,500							
103		310,700	361,900							
104		311,000	362,300							
105		311,200	362,800							
106		311,500	363,200							
107		311,800	363,500							
108		312,100	363,800							
109		312,300	364,200							
110		312,600								
111		313,000								
112		313,300								
113		313,500								
114		313,700								
115		314,000								
116		314,400								
117		314,600								
118		314,800								
119		315,100								
120		315,400								
121		315,700								
122		315,900								
123		316,200								
124		316,500								
125		316,800								

備考

この表は、他の俸給表の適用を受けない職員に適用する。

## 別表第2（第4条第2項関係）

## 一般職俸給表（二）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	198,200	240,400	260,400	291,600	319,000
2	199,900	241,200	261,300	292,300	320,300
3	201,600	242,000	262,200	293,000	321,600
4	203,300	242,700	263,100	293,500	322,800
5	205,000	243,400	264,100	294,100	323,700
6	206,700	244,100	265,000	294,700	324,900
7	208,300	244,900	266,000	295,300	326,100
8	209,900	245,600	266,900	295,800	327,200
9	211,500	246,400	267,800	296,300	328,200
10	213,000	247,100	268,600	296,900	329,200
11	214,500	247,800	269,300	297,500	330,300
12	215,900	248,400	269,700	297,900	331,400
13	217,300	249,100	270,300	298,300	332,400
14	218,800	249,500	270,700	298,800	333,400
15	220,300	250,000	271,100	299,200	334,500
16	221,800	250,400	271,500	299,500	335,600
17	223,200	250,900	271,900	299,900	336,600
18	224,600	251,300	272,400	300,300	337,700
19	226,000	251,800	272,900	300,700	338,800
20	227,400	252,200	273,500	301,000	339,800
21	228,800	252,500	274,200	301,300	340,800
22	229,800	252,800	274,800	301,700	341,800
23	230,900	253,100	275,400	302,100	342,700
24	232,000	253,400	276,200	302,400	343,700
25	233,000	253,900	277,000	302,700	344,700
26	233,800	254,400	277,700	303,100	345,600
27	234,700	254,800	278,200	303,400	346,600
28	235,500	255,300	278,900	303,800	347,600
29	236,400	255,800	279,700	304,100	348,600
30	237,200	256,300	280,400	304,600	349,600
31	238,000	256,700	281,100	305,000	350,600
32	238,800	257,100	281,700	305,500	351,500
33	239,600	257,400	282,400	306,000	352,400
34	240,100	257,900	283,100	306,400	353,300
35	240,600	258,400	283,800	306,900	354,100
36	241,100	258,800	284,400	307,400	355,000
37	241,700	259,200	285,000	307,900	355,900
38	242,200	259,700	285,700	308,500	356,900
39	242,700	260,100	286,300	309,100	357,900
40	243,200	260,500	286,800	309,800	358,800

41	243,700	260,900	287,200	310,300	359,700
42	244,000	261,300	287,700	310,800	360,600
43	244,300	261,800	288,100	311,400	361,500
44	244,700	262,100	288,500	311,900	362,300
45	245,100	262,400	289,000	312,400	363,100
46	245,500	262,800	289,500	312,900	363,900
47	245,900	263,200	290,000	313,500	364,700
48	246,300	263,500	290,300	314,100	365,400
49	246,600	263,900	290,700	314,700	366,100
50	246,900	264,300	291,100	315,400	366,900
51	247,200	264,600	291,500	316,100	367,700
52	247,500	264,900	292,000	316,800	368,300
53	247,700	265,300	292,300	317,400	369,000
54	248,000	265,600	292,700	318,100	369,600
55	248,300	265,900	293,200	318,700	370,300
56	248,600	266,300	293,700	319,300	371,000
57	248,800	266,600	294,100	319,900	371,600
58	249,100	266,900	294,700	320,600	372,100
59	249,400	267,200	295,200	321,300	372,600
60	249,600	267,500	295,800	321,900	373,100
61	249,800	267,800	296,400	322,400	373,500
62	250,100	268,100	296,900	322,900	
63	250,400	268,400	297,500	323,500	
64	250,600	268,700	298,000	324,100	
65	250,800	268,900	298,500	324,700	
66	251,100	269,200	299,000	325,100	
67	251,400	269,500	299,500	325,500	
68	251,600	269,700	300,000	326,000	
69	251,800	269,900	300,400	326,300	
70	252,100	270,200	300,800	326,800	
71	252,400	270,500	301,200	327,300	
72	252,600	270,700	301,600	327,700	
73	252,800	270,900	302,000	327,900	
74	253,100	271,200	302,300	328,200	
75	253,400	271,500	302,700	328,400	
76	253,600	271,700	303,100	328,700	
77	253,800	271,900	303,500	329,000	
78	254,100	272,200	303,900	329,300	
79	254,400	272,500	304,300	329,600	
80	254,600	272,700	304,700	329,800	
81	254,800	272,900	305,000	330,000	
82	255,100	273,200	305,500	330,300	
83	255,300	273,500	305,900	330,600	
84	255,600	273,700	306,400	330,800	
85	255,800	273,900	306,700	331,000	

86	256,000	274,100	307,200	331,200	
87	256,300	274,400	307,700	331,500	
88	256,600	274,700	308,000	331,800	
89	256,800	274,900	308,400	332,000	
90	257,100	275,100	308,900	332,300	
91	257,400	275,400	309,400	332,600	
92	257,600	275,600	309,900	332,800	
93	257,800	275,900	310,200	333,000	
94	258,100	276,200	310,600	333,300	
95	258,400	276,500	311,000	333,600	
96	258,600	276,700	311,500	333,800	
97	258,800	276,900	311,900	334,000	
98	259,100	277,200	312,300		
99	259,400	277,400	312,600		
100	259,600	277,700	312,900		
101	259,800	277,900	313,200		
102	260,100	278,100	313,600		
103	260,400	278,400	313,900		
104	260,600	278,700	314,300		
105	260,800	278,900	314,600		
106		279,100	315,000		
107		279,400	315,400		
108		279,600	315,600		
109		279,900	315,800		
110		280,200	316,100		
111		280,500	316,400		
112		280,700	316,600		
113		280,900	316,800		
114		281,200	317,100		
115		281,400	317,400		
116		281,600	317,600		
117		281,900	317,800		
118		282,200	318,100		
119		282,500	318,400		
120		282,700	318,600		
121		282,900	318,800		
122		283,100	319,100		
123		283,400	319,400		
124		283,700	319,600		
125		283,900	319,800		
126		284,100	320,100		
127		284,400	320,400		
128		284,700	320,600		
129		284,900	320,800		
130		285,100			

131		285,400			
132		285,700			
133		285,900			
134		286,100			
135		286,400			
136		286,700			
137		286,900			

備考

この表は、自動車運転手、調理師、守衛、用務員、農業作業員に適用する。

## 別表第3（第4条第2項関係）

## 教育職俸給表（一）

職務の 号俸	1級 俸給月額	2級 俸給月額	3級 俸給月額	4級 俸給月額	5級 俸給月額
1	230,900	275,700	354,200	408,200	480,200
2	233,500	277,900	355,800	409,800	488,400
3	235,900	280,000	357,400	411,100	496,900
4	238,300	281,900	358,900	412,300	505,300
5	240,700	283,700	360,400	413,500	513,500
6	243,100	285,200	362,000	414,500	521,200
7	245,600	286,700	363,600	415,500	528,700
8	248,100	288,200	365,100	416,400	535,900
9	250,500	290,000	366,500	417,300	542,500
10	252,300	291,900	368,500	418,300	547,700
11	254,100	293,700	370,500	419,400	552,300
12	255,900	295,600	372,400	420,500	556,600
13	257,700	297,600	374,200	421,500	559,700
14	259,200	299,600	375,800	422,600	562,500
15	260,800	301,600	377,400	423,600	565,200
16	262,300	303,600	378,800	424,600	567,600
17	263,800	305,500	380,100	425,600	569,600
18	265,200	308,000	381,600	426,700	
19	266,500	310,700	382,800	427,800	
20	267,900	313,300	384,100	428,900	
21	269,200	315,900	385,400	429,900	
22	270,500	318,300	386,600	431,000	
23	271,900	320,700	387,800	432,100	
24	273,200	322,900	388,900	433,200	
25	274,700	325,100	390,000	434,100	
26	276,300	327,100	391,300	435,200	
27	277,900	329,100	392,600	436,200	
28	279,500	331,100	393,900	437,200	
29	281,000	333,100	395,100	438,100	
30	282,700	335,000	396,400	439,200	
31	284,400	336,900	397,700	440,200	
32	286,200	338,800	398,900	441,300	
33	288,000	340,600	400,100	442,300	
34	289,200	342,500	401,300	443,500	
35	290,400	344,400	402,500	444,600	
36	291,500	346,300	403,600	445,800	
37	292,500	348,000	404,600	446,500	
38	293,500	349,200	405,800	447,400	
39	294,500	350,300	406,900	448,300	
40	295,500	351,300	407,900	449,100	

41	296,400	351,800	409,000	449,900	
42	297,500	352,200	410,200	450,800	
43	298,600	352,600	411,300	451,600	
44	299,500	352,900	412,400	452,300	
45	300,400	353,400	413,300	453,000	
46	301,400	353,900	414,300	453,900	
47	302,300	354,400	415,300	454,800	
48	303,200	354,700	416,200	455,700	
49	304,100	355,000	417,400	456,600	
50	304,500	355,300	418,700	457,500	
51	304,900	355,600	420,100	458,500	
52	305,300	355,900	421,400	459,400	
53	305,700	356,300	422,200	460,400	
54	306,100	356,600	423,200	461,400	
55	306,400	357,000	424,200	462,300	
56	306,700	357,300	425,300	463,300	
57	307,100	357,600	426,200	464,200	
58	307,500	358,000	426,900	465,100	
59	308,000	358,300	427,700	466,000	
60	308,300	358,700	428,400	467,000	
61	308,600	359,000	429,100	467,800	
62	308,900	359,300	429,900	468,200	
63	309,200	359,700	430,700	468,800	
64	309,600	360,000	431,300	469,400	
65	310,000	360,300	431,900	470,100	
66	310,300	360,700	432,400	470,800	
67	310,700	361,000	432,800	471,100	
68	311,000	361,400	433,200	471,700	
69	311,400	361,800	433,500	472,100	
70	311,700	362,100	433,800	472,500	
71	312,100	362,500	434,100	472,800	
72	312,500	362,900	434,500	473,100	
73	312,800	363,200	434,800	473,400	
74	313,100	363,600	435,100	473,700	
75	313,500	364,000	435,500	474,000	
76	313,800	364,400	435,900	474,300	
77	314,100	364,700	436,200	474,600	
78	314,400	365,100	436,500	475,000	
79	314,800	365,500	436,900	475,300	
80	315,100	366,000	437,200	475,600	
81	315,400	366,500	437,500	475,900	
82	315,700	367,100	437,900	476,300	
83	316,000	367,800	438,200	476,600	
84	316,400	368,400	438,500	476,900	
85	316,700	369,000	438,800	477,200	

86	317,100	369,600	439,100		
87	317,500	370,200	439,300		
88	317,900	370,800	439,600		
89	318,200	371,300	439,900		
90	318,500	371,700	440,200		
91	318,800	372,000	440,400		
92	319,200	372,400	440,700		
93	319,600	372,800	441,000		
94	320,000	373,200	441,300		
95	320,400	373,600	441,600		
96	320,800	374,000	441,900		
97	321,200	374,600	442,200		
98	321,700	375,100	442,500		
99	322,200	375,500	442,800		
100	322,800	376,000	443,100		
101	323,100	376,400	443,400		
102	323,400	376,900	443,700		
103	323,600	377,200	444,000		
104	323,900	377,500	444,300		
105	324,200	378,000	444,500		
106	324,500	378,400			
107	324,800	378,900			
108	325,000	379,400			
109	325,300	379,800			
110	325,600	380,300			
111	325,900	380,700			
112	326,300	381,100			
113	326,600	381,500			
114	326,900	381,900			
115	327,200	382,300			
116	327,500	382,700			
117	327,700	383,100			
118	328,000	383,500			
119	328,400	383,900			
120	328,800	384,300			
121	329,000	384,600			
122	329,300	385,000			
123	329,600	385,400			
124	330,000	385,700			
125	330,200	386,100			
126	330,400	386,600			
127	330,700	387,100			
128	331,000	387,500			
129	331,200	387,900			
130	331,500	388,400			

131	331,900	388,900			
132	332,100	389,400			
133	332,300	389,900			
134	332,600	390,400			
135	332,900	390,900			
136	333,100	391,400			
137	333,300	391,900			
138	333,500	392,400			
139	333,700	392,900			
140	334,000	393,400			
141	334,400	393,900			
142	334,700				
143	335,000				
144	335,300				
145	335,700				
146	336,000				
147	336,200				
148	336,500				
149	336,800				
150	337,100				
151	337,400				
152	337,600				
153	337,900				
154	338,200				
155	338,500				
156	338,800				
157	339,000				

備考

この表は、本学の大学に勤務する教授，准教授，講師，助教に適用する。

別表第4（第4条第2項関係）

教育職俸給表（二）

職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	212,900	259,800	332,500	389,400	464,700
2	215,300	261,200	334,300	390,900	466,500
3	217,600	262,600	336,100	392,300	468,300
4	219,900	264,000	337,800	393,700	470,100
5	222,100	265,400	339,400	395,100	471,800
6	224,400	266,600	341,300	396,500	473,500
7	226,600	267,800	343,200	398,000	475,400
8	228,800	269,000	345,000	399,400	477,200
9	231,000	270,300	346,800	400,700	478,900
10	233,200	271,400	348,800	402,100	480,500
11	235,400	272,500	350,600	403,600	482,100
12	237,600	273,700	352,300	405,100	483,600
13	239,800	275,000	354,000	406,400	485,100
14	241,900	276,700	355,700	407,900	486,400
15	244,000	278,400	357,200	409,400	487,800
16	246,100	280,100	358,800	410,900	489,100
17	248,200	281,800	360,400	412,300	490,300
18	250,000	283,800	361,700	413,900	490,900
19	251,700	286,000	362,900	415,500	491,500
20	253,400	288,200	364,000	417,000	492,200
21	255,100	290,400	365,300	418,200	492,800
22	256,400	292,600	366,900	419,600	
23	257,700	294,800	368,500	421,000	
24	258,900	296,900	370,000	422,300	
25	260,100	298,900	371,400	423,900	
26	261,300	300,800	373,000	425,300	
27	262,500	302,700	374,500	426,600	
28	263,700	304,500	376,000	428,000	
29	264,800	306,300	377,500	429,400	
30	265,800	308,200	379,100	430,700	
31	266,900	310,000	380,700	432,200	
32	267,900	311,700	382,200	433,700	
33	269,000	313,400	383,700	435,300	
34	270,100	315,200	385,300	436,700	
35	271,300	316,900	386,800	438,300	
36	272,600	318,500	388,300	439,800	
37	273,800	320,100	389,800	441,500	
38	274,900	321,800	391,300	443,000	
39	276,100	323,600	392,800	444,600	
40	277,200	325,300	394,200	446,200	

41	278,500	326,600	395,500	447,700	
42	279,500	328,500	397,000	449,200	
43	280,500	330,300	398,400	450,400	
44	281,400	332,000	399,800	451,600	
45	282,000	333,600	401,300	452,800	
46	282,800	335,500	402,900	454,100	
47	283,600	337,200	404,500	455,300	
48	284,400	338,900	405,900	456,500	
49	285,100	340,600	407,100	457,600	
50	285,900	342,300	408,500	458,800	
51	286,600	344,000	409,900	460,000	
52	287,400	345,700	411,200	461,200	
53	288,200	347,400	412,400	462,400	
54	289,000	348,700	413,600	463,600	
55	289,700	350,000	414,900	464,800	
56	290,500	351,300	416,200	466,000	
57	291,200	352,800	417,500	467,100	
58	291,800	354,400	418,800	467,700	
59	292,600	355,900	420,200	468,200	
60	293,400	357,500	421,400	468,700	
61	294,100	358,900	422,600	469,200	
62	294,700	360,500	424,000		
63	295,500	362,100	425,400		
64	296,100	363,500	426,700		
65	297,100	365,000	427,900		
66	297,900	366,600	429,100		
67	298,600	368,200	430,400		
68	299,300	369,700	431,800		
69	299,900	371,200	433,100		
70	300,600	372,800	434,300		
71	301,300	374,300	435,300		
72	302,000	375,800	436,500		
73	302,700	377,300	437,700		
74	303,400	378,900	438,800		
75	304,100	380,500	440,000		
76	304,600	382,000	441,000		
77	305,200	383,400	442,100		
78	305,800	384,800	443,100		
79	306,500	386,200	444,100		
80	307,100	387,500	445,100		
81	307,600	388,800	446,000		
82	308,200	390,200	446,800		
83	308,900	391,500	447,600		
84	309,600	392,800	448,400		
85	310,200	393,900	449,100		

86	311,000	395,300	449,500		
87	311,700	396,600	449,900		
88	312,300	397,900	450,300		
89	313,000	399,100	450,700		
90	313,800	400,400	451,000		
91	314,600	401,500	451,300		
92	315,400	402,700	451,500		
93	315,900	403,900	451,800		
94	316,700	405,000	452,100		
95	317,500	406,200	452,400		
96	318,300	407,400	452,600		
97	318,900	408,800	452,800		
98	319,600	409,800	453,100		
99	320,400	410,800	453,400		
100	321,100	411,800	453,600		
101	321,900	412,700	453,800		
102	322,700	413,700	454,100		
103	323,600	414,800	454,400		
104	324,400	415,900	454,600		
105	325,000	416,600	454,800		
106	325,800	417,500			
107	326,600	418,400			
108	327,400	419,300			
109	328,100	420,100			
110	328,500	420,900			
111	328,800	421,700			
112	329,300	422,500			
113	329,800	423,100			
114	330,200	423,800			
115	330,600	424,500			
116	331,000	425,200			
117	331,500	425,800			
118	332,000	426,300			
119	332,400	426,600			
120	332,900	426,900			
121	333,400	427,200			
122	333,800	427,500			
123	334,200	427,800			
124	334,700	428,000			
125	335,200	428,200			
126	335,500	428,500			
127	335,800	428,800			
128	336,100	429,000			
129	336,300	429,200			
130	336,600	429,500			

131	336,900	429,800			
132	337,100	430,000			
133	337,300	430,200			
134	337,500	430,500			
135	337,700	430,800			
136	338,000	431,000			
137	338,300	431,200			
138	338,500	431,500			
139	338,800	431,800			
140	339,100	432,000			
141	339,300	432,200			
142	339,500	432,500			
143	339,800	432,800			
144	340,000	433,000			
145	340,300	433,200			
146	340,500				
147	340,800				
148	341,100				
149	341,300				
150	341,500				
151	341,800				
152	342,100				
153	342,300				

備考

- (1) この表は、本学の附属高等学校、国際中等教育学校及び特別支援学校に勤務する校長、副校長、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭及び助教諭に適用する。ただし、国際中等教育学校に勤務する教員で先端教育人材育成推進機構共同研究員を委嘱された者の適用については学長が個別に定める。
- (2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である者の俸給月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

## 別表第5（第4条第2項関係）

## 教育職俸給表（三）

職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	212,900	234,000	332,500	361,900	448,100
2	215,300	236,400	334,300	363,400	449,400
3	217,600	238,800	336,100	364,900	450,600
4	219,900	241,300	337,800	366,300	451,900
5	222,100	243,700	339,400	367,700	453,000
6	224,400	246,100	341,300	369,000	454,100
7	226,600	248,500	343,200	370,300	455,300
8	228,800	251,000	345,000	371,700	456,500
9	231,000	253,400	346,800	373,100	457,800
10	233,200	255,000	348,800	374,400	459,000
11	235,400	256,600	350,600	375,700	460,100
12	237,600	258,200	352,300	376,900	461,200
13	239,800	259,800	354,000	378,100	462,400
14	241,900	261,200	355,700	379,400	463,200
15	244,000	262,600	357,200	380,600	464,000
16	246,100	264,000	358,800	381,800	464,900
17	248,200	265,400	360,400	382,800	465,800
18	250,000	266,600	361,700	384,000	466,200
19	251,700	267,800	362,900	385,200	466,700
20	253,400	269,000	364,000	386,300	467,200
21	255,100	270,300	365,300	387,300	467,700
22	256,400	271,400	366,700	388,500	
23	257,700	272,500	368,100	389,700	
24	258,900	273,700	369,400	390,800	
25	260,100	275,000	370,600	391,800	
26	261,200	276,700	372,000	393,000	
27	262,300	278,400	373,300	394,100	
28	263,400	280,100	374,600	395,200	
29	264,600	281,800	375,800	396,300	
30	265,700	283,800	377,200	397,500	
31	266,800	286,000	378,500	398,700	
32	267,800	288,200	379,800	399,800	
33	268,900	290,400	381,100	400,800	
34	269,900	292,600	382,300	401,900	
35	270,900	294,800	383,400	403,100	
36	272,000	296,900	384,600	404,300	
37	273,200	298,900	385,800	405,500	
38	274,100	300,800	387,000	406,800	
39	275,100	302,700	388,200	407,900	
40	276,200	304,500	389,300	409,100	

41	277,400	306,300	390,400	410,200	
42	278,500	308,200	391,600	411,500	
43	279,600	310,000	392,800	412,500	
44	280,700	311,700	393,900	413,600	
45	281,600	313,400	395,000	414,800	
46	282,400	315,200	396,300	416,000	
47	283,200	316,900	397,500	417,200	
48	284,000	318,500	398,600	418,400	
49	284,600	320,100	399,500	419,500	
50	285,400	321,800	400,700	420,500	
51	286,100	323,600	401,700	421,800	
52	286,800	325,300	402,800	423,000	
53	287,600	326,600	403,600	424,200	
54	288,400	328,500	404,700	425,300	
55	289,000	330,300	405,700	426,400	
56	289,700	332,000	406,700	427,500	
57	290,400	333,600	407,800	428,500	
58	291,200	335,500	408,800	429,700	
59	292,000	337,200	409,900	430,900	
60	292,600	338,900	411,000	432,100	
61	293,200	340,600	412,000	432,700	
62	293,900	342,300	413,100	433,500	
63	294,600	344,000	414,200	434,200	
64	295,100	345,700	415,200	434,700	
65	295,800	347,400	416,100	435,000	
66	296,500	348,700	417,000	435,300	
67	297,100	350,000	418,000	435,700	
68	297,700	351,300	419,000	436,100	
69	298,400	352,800	419,800	436,400	
70	299,100	354,300	420,600	436,800	
71	299,700	355,800	421,300	437,100	
72	300,400	357,300	422,100	437,400	
73	300,900	358,600	422,800	437,700	
74	301,500	360,100	423,400	438,000	
75	302,200	361,600	424,100	438,300	
76	302,700	363,000	424,800	438,600	
77	303,300	364,400	425,400	438,800	
78	303,900	365,900	426,100	439,100	
79	304,500	367,400	426,600	439,400	
80	305,100	368,900	427,200	439,600	
81	305,600	370,200	427,600	439,800	
82	306,100	371,500	428,000		
83	306,700	372,800	428,300		
84	307,300	374,000	428,500		
85	307,700	375,200	428,700		

86	308,100	376,400	429,000		
87	308,600	377,500	429,300		
88	309,100	378,600	429,500		
89	309,500	379,600	429,700		
90	310,000	380,700	430,000		
91	310,400	381,800	430,300		
92	310,900	382,900	430,500		
93	311,200	384,000	430,700		
94	311,700	385,100	431,000		
95	312,200	386,100	431,300		
96	312,600	387,200	431,500		
97	312,900	388,200	431,700		
98	313,300	389,200	432,000		
99	313,700	390,100	432,300		
100	314,100	391,000	432,500		
101	314,500	391,800	432,700		
102	314,800	392,800	433,000		
103	315,100	393,600	433,300		
104	315,400	394,500	433,500		
105	315,600	395,300	433,700		
106	315,900	396,200			
107	316,200	397,100			
108	316,400	398,000			
109	316,600	398,800			
110	316,800	399,800			
111	317,100	400,700			
112	317,400	401,600			
113	317,600	402,200			
114	317,800	403,100			
115	318,000	404,000			
116	318,300	404,900			
117	318,600	405,700			
118	318,800	406,400			
119	319,100	407,200			
120	319,400	408,000			
121	319,600	408,600			
122	319,800	409,300			
123	320,000	410,000			
124	320,300	410,600			
125	320,600	411,200			
126		411,900			
127		412,400			
128		413,000			
129		413,600			
130		414,200			

131		414,700			
132		415,200			
133		415,500			
134		415,800			
135		416,000			
136		416,300			
137		416,600			
138		416,900			
139		417,200			
140		417,500			
141		417,800			
142		418,100			
143		418,400			
144		418,700			
145		418,900			
146		419,200			
147		419,500			
148		419,700			
149		419,900			
150		420,200			
151		420,500			
152		420,700			
153		420,900			
154		421,200			
155		421,500			
156		421,700			
157		421,900			

備考

- (1) この表は、本学の附属幼稚園、小学校及び中学校に勤務する校長(園長を含む。), 副校長(副園長を含む。), 主幹教諭, 教諭, 養護教諭, 栄養教諭及び助教諭に適用する。
- (2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である者の俸給月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

## 別表第6（第4条第2項関係）

## 医療職俸給表（一）

職務の 号俸	1級 俸給月額	2級 俸給月額	3級 俸給月額	4級 俸給月額	5級 俸給月額	6級 俸給月額	7級 俸給月額	8級 俸給月額
1	201,000	239,800	274,400	293,300	326,300	372,300	427,200	492,200
2	203,100	241,100	275,200	294,100	327,700	374,000	429,100	493,600
3	205,200	242,400	275,900	294,800	329,100	375,600	431,100	494,900
4	207,300	243,700	276,700	295,500	330,500	377,200	432,900	496,200
5	209,300	244,900	277,500	296,200	331,900	378,700	434,700	497,500
6	211,300	246,000	278,300	296,900	333,500	380,300	436,300	498,900
7	213,300	247,000	279,100	297,600	335,000	381,900	437,900	500,300
8	215,100	247,900	279,800	298,300	336,500	383,500	439,400	501,500
9	216,900	249,000	280,500	299,100	337,900	385,100	440,900	502,900
10	218,800	250,100	281,300	299,800	339,500	387,100	442,200	504,200
11	220,700	251,200	282,100	300,600	341,000	389,100	443,500	505,600
12	222,800	252,400	282,900	301,200	342,500	391,100	444,800	507,000
13	224,500	253,600	283,700	301,800	343,900	392,500	446,100	508,400
14	226,500	254,800	284,500	302,900	345,500	394,200	447,300	509,500
15	228,700	256,000	285,200	304,000	347,000	395,900	448,500	510,600
16	230,800	257,100	286,000	305,200	348,500	397,600	449,600	511,800
17	232,900	258,100	286,800	306,300	350,000	399,300	450,800	512,900
18	234,000	259,100	287,600	307,500	351,600	400,800	451,900	513,800
19	235,000	260,200	288,400	308,600	353,200	402,300	453,100	514,700
20	236,100	261,200	289,100	309,800	354,700	403,800	454,300	515,600
21	237,200	262,300	289,900	311,000	356,000	405,100	455,400	516,600
22	238,000	263,200	290,800	312,200	357,500	406,400	456,200	
23	238,900	264,000	291,700	313,400	359,000	407,700	456,600	
24	239,700	264,800	292,400	314,500	360,500	408,800	457,300	
25	240,600	265,600	293,100	315,700	361,900	409,900	457,800	
26	241,500	266,400	294,000	316,900	363,400	411,000	458,200	
27	242,400	267,200	294,900	318,000	364,900	412,100	458,600	
28	243,300	268,000	295,600	319,200	366,300	413,200	459,000	
29	244,100	268,700	296,400	320,400	367,700	414,000	459,400	
30	244,900	269,500	297,400	321,600	369,300	414,800	459,800	
31	245,600	270,300	298,300	322,800	370,700	415,500	460,100	
32	246,400	271,100	299,300	324,000	372,200	416,300	460,400	
33	247,100	271,900	300,300	325,100	373,400	416,700	460,700	
34	247,700	272,700	301,400	326,200	374,500	417,300	461,000	
35	248,400	273,300	302,400	327,400	375,700	417,800	461,300	
36	249,100	274,100	303,300	328,600	376,800	418,200	461,600	
37	249,800	275,000	304,300	329,800	377,800	418,600	461,900	
38	250,400	275,800	305,300	331,000	378,600	418,800		
39	251,000	276,600	306,300	332,300	379,500	419,100		
40	251,600	277,300	307,300	333,500	380,600	419,400		

41	252,200	278,000	308,200	334,400	381,600	419,700		
42	252,800	278,800	309,400	335,600	382,600	420,000		
43	253,400	279,600	310,500	336,800	383,600	420,300		
44	253,900	280,300	311,600	338,000	384,500	420,600		
45	254,300	281,000	312,600	338,900	385,300	420,800		
46	254,900	281,800	313,700	339,900	386,100	421,100		
47	255,300	282,600	314,800	340,900	387,000	421,400		
48	255,700	283,300	315,800	341,800	387,800	421,700		
49	256,100	284,000	316,900	342,700	388,300	421,900		
50	256,600	284,700	317,900	343,600	389,100	422,100		
51	257,100	285,300	319,000	344,600	389,900	422,400		
52	257,600	286,000	320,100	345,500	390,700	422,700		
53	257,900	286,700	321,100	346,000	391,100	422,900		
54	258,200	287,300	322,100	346,900	391,800			
55	258,500	288,000	323,100	347,600	392,500			
56	258,800	288,600	324,100	348,500	393,100			
57	259,100	289,300	325,000	349,200	393,500			
58	259,400	290,000	326,000	349,500	394,000			
59	259,700	290,700	327,000	349,900	394,600			
60	260,000	291,300	327,900	350,500	395,200			
61	260,300	291,800	328,800	351,100	395,600			
62	260,600	292,400	329,500	351,800	396,100			
63	260,900	293,100	330,200	352,500	396,600			
64	261,200	293,700	330,800	353,100	397,100			
65	261,500	294,200	331,400	353,800	397,700			
66	261,800	294,800	332,100	354,300	398,200			
67	262,100	295,500	332,700	354,900	398,800			
68	262,400	296,100	333,300	355,500	399,400			
69	262,700	296,700	333,900	355,800	399,900			
70	263,000	297,300	334,100	356,300	400,400			
71	263,300	297,900	334,500	356,700	400,800			
72	263,500	298,500	335,000	357,200	401,200			
73	263,700	299,100	335,600	357,700	401,500			
74	264,000	299,600	336,100	358,200	402,000			
75	264,300	300,000	336,600	358,700	402,400			
76	264,500	300,400	337,000	359,100	402,800			
77	264,700	300,700	337,600	359,400	403,200			
78	265,000	301,000	338,100	359,700				
79	265,300	301,200	338,500	359,900				
80	265,500	301,500	339,000	360,200				
81	265,700	301,800	339,500	360,700				
82	266,000	302,000	339,800	361,000				
83	266,300	302,300	340,000	361,300				
84	266,500	302,600	340,300	361,600				
85	266,700	302,800	340,700	362,000				

86		303,000	341,100	362,300				
87		303,200	341,400	362,600				
88		303,400	341,700	362,900				
89		303,800	342,000	363,300				
90		304,000	342,200	363,600				
91		304,200	342,600	363,800				
92		304,400	342,900	364,100				
93		304,800	343,100	364,400				
94		305,000	343,400	364,800				
95		305,200	343,700	365,200				
96		305,500	343,900	365,600				
97		305,800	344,100	366,100				
98		306,000	344,400	366,500				
99		306,200	344,700	366,900				
100		306,500	344,900	367,300				
101		306,800	345,100	367,800				
102		307,000	345,300					
103		307,200	345,700					
104		307,500	345,900					
105		307,800	346,100					
106			346,400					
107			346,800					
108			347,200					
109			347,400					

備考

この表は、附属学校に勤務する栄養士に適用する。

## 別表第7（第4条第2項関係）

## 医療職俸給表（二）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号俸	俸給月額						
1	221,700	254,700	293,900	307,300	330,800	373,400	428,500
2	223,600	256,800	294,400	307,800	331,800	375,100	430,700
3	225,400	259,000	294,900	308,300	332,800	376,800	432,900
4	227,100	261,200	295,400	308,800	333,700	378,500	435,000
5	228,800	263,400	295,800	309,300	334,700	380,300	436,900
6	230,700	264,400	296,300	309,800	335,900	382,300	438,800
7	232,500	265,200	296,800	310,400	337,100	384,300	440,600
8	234,200	266,100	297,200	310,800	338,300	386,300	442,500
9	235,900	266,900	297,600	311,300	339,200	388,000	444,200
10	237,800	268,000	298,100	311,800	340,400	390,100	445,800
11	239,700	269,100	298,600	312,400	341,500	392,200	447,600
12	241,600	270,000	299,100	312,900	342,600	394,200	449,200
13	243,400	270,800	299,500	313,300	343,600	396,100	450,500
14	245,400	271,500	300,000	313,900	344,700	397,700	451,800
15	247,400	272,200	300,400	314,600	345,800	399,500	453,400
16	249,400	273,000	300,900	315,200	346,900	401,300	455,000
17	251,400	274,100	301,400	315,800	348,000	403,000	456,700
18	253,400	275,000	301,800	316,700	349,100	404,700	458,300
19	255,500	275,900	302,300	317,500	350,200	406,700	459,800
20	257,500	276,800	302,700	318,400	351,300	408,400	461,200
21	259,400	277,800	303,200	319,200	352,400	410,100	462,300
22	260,600	278,800	303,600	320,100	353,600	411,800	463,600
23	261,700	279,700	304,100	321,000	354,700	413,600	464,900
24	262,800	280,700	304,500	321,800	355,800	415,400	466,400
25	263,900	281,500	305,000	322,600	356,800	417,000	467,400
26	264,700	282,400	305,600	323,400	358,100	418,700	468,000
27	265,600	283,300	306,300	324,300	359,400	420,500	468,700
28	266,400	284,200	307,000	325,200	360,700	422,300	469,300
29	267,200	285,200	307,700	325,900	361,900	423,800	470,200
30	267,900	285,900	308,400	327,000	363,400	425,300	470,900
31	268,600	286,600	309,100	328,100	364,900	426,800	471,700
32	269,300	287,300	309,900	329,100	366,400	428,100	472,500
33	270,100	287,900	310,600	330,200	367,600	429,300	473,200
34	270,700	288,500	311,400	331,200	369,100	430,400	473,900
35	271,300	289,000	312,100	332,300	370,500	431,600	474,600
36	271,800	289,400	312,800	333,400	371,900	432,800	475,400
37	272,400	289,800	313,500	334,500	373,300	434,100	476,200
38	273,100	290,400	314,300	335,600	374,300	435,200	477,000
39	273,800	290,900	315,100	336,700	375,700	436,400	477,700
40	274,500	291,300	315,900	337,800	377,000	437,600	478,400

41	275,200	291,700	316,500	338,600	378,300	438,800	479,200
42	275,800	292,200	317,400	339,700	379,700	439,800	
43	276,500	292,600	318,400	340,800	381,000	440,900	
44	277,100	293,100	319,300	341,800	382,300	442,000	
45	277,900	293,600	320,100	342,700	383,800	443,000	
46	278,600	294,000	321,100	343,600	385,000	443,500	
47	279,300	294,500	322,100	344,600	386,100	444,000	
48	279,900	294,900	323,000	345,600	387,300	444,400	
49	280,400	295,400	323,900	346,800	388,400	445,000	
50	280,900	295,800	324,800	348,100	389,300	445,500	
51	281,300	296,300	325,800	349,300	390,300	445,900	
52	281,700	296,800	326,800	350,500	391,200	446,400	
53	282,000	297,200	327,600	351,400	391,800	446,900	
54	282,500	297,600	328,500	352,600	392,600	447,300	
55	282,900	298,100	329,500	353,700	393,400	447,600	
56	283,300	298,500	330,400	355,000	394,200	447,900	
57	283,700	299,000	331,300	356,000	394,900	448,300	
58	284,100	299,700	332,200	356,900	395,600		
59	284,400	300,400	333,200	358,000	396,300		
60	284,700	301,100	334,100	359,200	396,900		
61	285,100	301,800	335,000	360,300	397,500		
62	285,500	302,700	336,100	361,500	398,100		
63	285,900	303,600	337,300	362,700	398,800		
64	286,200	304,300	338,500	363,700	399,400		
65	286,500	305,000	339,200	364,700	400,100		
66	286,900	305,900	340,300	365,700	400,600		
67	287,300	306,700	341,400	366,800	401,200		
68	287,600	307,500	342,300	367,900	401,700		
69	288,000	308,200	343,400	368,700	402,100		
70	288,500	309,100	344,100	369,800	402,700		
71	288,900	310,000	345,200	370,900	403,100		
72	289,200	310,800	346,300	371,900	403,400		
73	289,600	311,700	347,400	372,600	403,700		
74	290,100	312,500	348,600	373,400	404,200		
75	290,600	313,400	349,700	374,200	404,600		
76	291,100	314,300	350,800	374,900	404,900		
77	291,600	315,100	351,900	375,500	405,200		
78	292,100	316,000	353,000	376,000	405,700		
79	292,700	317,000	354,000	376,500	406,200		
80	293,100	317,900	355,100	377,000	406,600		
81	293,600	318,400	356,000	377,600	406,900		
82	294,000	319,200	357,000	378,100	407,300		
83	294,500	320,100	357,900	378,600	407,800		
84	295,000	320,900	358,900	379,100	408,200		
85	295,400	321,700	359,800	379,500	408,600		

86	295,800	322,600	360,600	379,900			
87	296,300	323,600	361,400	380,500			
88	296,800	324,600	362,200	381,000			
89	297,200	325,500	362,800	381,300			
90	297,700	326,500	363,400	381,800			
91	298,200	327,500	364,000	382,100			
92	298,700	328,500	364,600	382,400			
93	299,200	329,300	365,000	383,000			
94	299,600	330,000	365,400	383,500			
95	300,100	330,700	365,900	384,000			
96	300,700	331,300	366,300	384,500			
97	301,300	331,800	366,800	385,100			
98	301,800	332,100	367,200	385,600			
99	302,300	332,600	367,700	386,100			
100	302,800	333,200	368,100	386,500			
101	303,200	333,600	368,400	387,100			
102	303,700	334,100	368,900	387,600			
103	304,100	334,700	369,200	388,100			
104	304,500	335,200	369,500	388,600			
105	304,900	335,600	369,900	389,200			
106	305,300	336,100	370,400	389,600			
107	305,700	336,600	370,900	390,100			
108	306,000	337,100	371,400	390,600			
109	306,200	337,500	371,900	391,200			
110	306,500	337,800	372,400				
111	306,700	338,100	372,900				
112	307,000	338,400	373,300				
113	307,300	338,700	373,700				
114	307,500	339,100	374,100				
115	307,800	339,400	374,600				
116	308,000	339,700	375,100				
117	308,300	339,900	375,500				
118	308,500	340,200	376,000				
119	308,800	340,500	376,500				
120	309,100	340,700	377,000				
121	309,400	340,900	377,300				
122	309,700	341,200					
123	310,000	341,500					
124	310,300	341,800					
125	310,500	342,000					
126	310,700	342,300					
127	311,000	342,600					
128	311,400	342,800					
129	311,600	343,000					
130	311,900	343,200					

131	312,200	343,500					
132	312,600	343,700					
133	312,800	344,000					
134	313,100	344,400					
135	313,400	344,800					
136	313,700	345,200					
137	313,900	345,500					
138	314,200	345,900					
139	314,500	346,300					
140	314,800	346,700					
141	315,000	347,000					
142	315,300	347,400					
143	315,700	347,700					
144	316,000	348,100					
145	316,200	348,400					
146	316,400	348,800					
147	316,700	349,200					
148	317,000	349,600					
149	317,200	349,900					
150	317,400	350,300					
151	317,700	350,700					
152	318,000	351,100					
153	318,400	351,400					
154	318,600						
155	318,800						
156	319,100						
157	319,400						
158	319,700						
159	320,000						
160	320,300						
161	320,700						
162	321,000						
163	321,300						
164	321,600						
165	322,000						
166	322,300						
167	322,600						
168	322,900						
169	323,300						

備考

この表は、保健管理センターに勤務する看護師に適用する。

別表第7の2 昇給号俸数表（第10条関係）

職員の区分		昇給区分				
		A	B	C	D	E
一般職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上である者又は教育職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が5級である者		2	1	0	0	0
上記以外の者	55歳に達しない職員	8以上	6	4	2	0
	55歳以上の職員	2以上	1	0	0	0

備考 一般職（二）の適用を受ける職員については、「55歳」とあるのは「57歳」と読み替えて適用する。

別表第8 俸給の調整額の適用区分表（第16条関係）

勤務箇所	対象職員	調整数
1 連合学校教育学研究科若しくは教育学研究科	連合学校教育学研究科の担当を命じられている教授，准教授のうち，主任として学生4人以上に対する研究指導に従事する教員	3
	(1) 連合学校教育学研究科の担当を命じられている教授，准教授のうち，当該研究科において直接に講義，演習，実験又は実習の指導を年度を通じて2単位以上担当する教員又は主任として学生に対する研究指導に従事する教員（調整数3に該当する教員を除く） (2) 連合学校教育学研究科専任教員（調整数3に該当する場合を除く）	2
	(1) 教育学研究科の担当を命じられている教授，准教授，講師及び助教のうち，当該研究科において直接に講義，演習，実験又は実習の指導を年度を通じて2単位以上担当する者又は主任として学生に対する研究指導を担当する教員（調整数2若しくは調整数3に該当する教員を除く） (2) 教育学研究科における学生の指導を命じられている助教のうち，当該研究科の授業科目の担当教員を補助して行う学生指導及び主任指導教員を補助して行う学生の研究指導に従事する時間が年間において合せて授業4単位分に相当する時間以上（このうち，授業補助指導の従事時間数が2単位相当以上であることを要する。）である者	1
2 附属特別支援学校	幼児，児童又は生徒に授業を行い，特別支援教育に直接従事することを本務とする副校長，主幹教諭，教諭，養護教諭及び栄養教諭	2

別表第9 調整基本額（第16条関係）

教育職俸給表（一）

職務の級	調整基本額
1級	9,000円
2級	10,500円
3級	11,900円
4級	12,700円
5級	15,000円

教育職俸給表（二）

職務の級	調整基本額
1級	9,000円
2級	11,100円
特2級	11,500円
3級	12,200円
4級	13,100円

別表第 10 管理職手当支給額（第 17 条関係）

○大学教員

区分	職 名	管理職手当
Ⅳ種	副学長	74,800 円
Ⅳ種	附属図書館長	74,800 円
Ⅳ種	連合学校教育学研究科長	74,800 円
Ⅳ種	学系長	74,800 円
Ⅳ種	附属学校運営参事	69,500 円
Ⅳ種	附属学校長(学長が指定する者については別に定める)	64,100 円
Ⅴ種	学長補佐(学長が指定する者に限る)	37,400 円
Ⅴ種	機構長・センター長・所長(学長が指定する者については別に定める)	26,700 円
Ⅴ種	教育研究評議会評議員	26,700 円
上記に該当しない場合には、学長が定める額とする。		

○附属学校教員

区分	職 名	級	管理職手当
Ⅳ種	附属学校運営参事・附属学校長・附属幼稚園長	4	59,200円
Ⅳ種	附属学校副校長・附属幼稚園副園長	4	54,600円
		3	52,000円
上記に該当しない場合には、学長が定める額とする。			

○事務系職員

区分	職 名	級	管理職手当
Ⅰ種	事務局長	10	139,300円
		9	130,300円
		8	117,100円
Ⅱ種	部長	8	94,000円
		7	88,500円
Ⅳ種	課長	6	62,300円
		5	59,500円
Ⅳ種	室長	6	62,300円
		5	59,500円
上記に該当しない場合には、学長が定める額とする。			

別表第1 1 初任給調整手当額（第19条関係）

期間の区分	手当月額	期間の区分	手当月額
1 年 未 満	52,100 円	18 年以上 19 年未満	30,700 円
1 年以上 2 年未満	52,100 円	19 年以上 20 年未満	29,300 円
2 年以上 3 年未満	52,100 円	20 年以上 21 年未満	27,900 円
3 年以上 4 年未満	52,100 円	21 年以上 22 年未満	27,300 円
4 年以上 5 年未満	52,100 円	22 年以上 23 年未満	26,700 円
5 年以上 6 年未満	52,100 円	23 年以上 24 年未満	25,700 円
6 年以上 7 年未満	50,300 円	24 年以上 25 年未満	25,100 円
7 年以上 8 年未満	48,500 円	25 年以上 26 年未満	24,500 円
8 年以上 9 年未満	46,700 円	26 年以上 27 年未満	23,900 円
9 年以上 10 年未満	44,900 円	27 年以上 28 年未満	23,300 円
10 年以上 11 年未満	43,100 円	28 年以上 29 年未満	22,500 円
11 年以上 12 年未満	41,300 円	29 年以上 30 年未満	22,200 円
12 年以上 13 年未満	39,500 円	30 年以上 31 年未満	21,800 円
13 年以上 14 年未満	37,700 円	31 年以上 32 年未満	21,200 円
14 年以上 15 年未満	36,300 円	32 年以上 33 年未満	20,300 円
15 年以上 16 年未満	34,900 円	33 年以上 34 年未満	19,400 円
16 年以上 17 年未満	33,500 円	34 年以上 35 年未満	18,700 円
17 年以上 18 年未満	32,100 円		

備考 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日以後の期間を示す。

別表第 12 義務教育等教員特別手当額（第 31 条関係）

教育職俸給表(二)の適用を受ける者					
職務 の 級 号俸	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	円	円	円	円	円
1	5,000	6,300	10,000	14,400	18,700
2	5,050	6,375	10,250	14,500	18,775
3	5,100	6,450	10,500	14,600	18,850
4	5,150	6,525	10,750	14,700	18,925
5	5,200	6,600	11,000	14,800	19,000
6	5,250	6,700	11,100	14,875	19,100
7	5,300	6,800	11,200	14,950	19,200
8	5,350	6,900	11,300	15,025	19,300
9	5,400	7,000	11,400	15,100	19,400
10	5,450	7,075	11,500	15,200	19,450
11	5,500	7,150	11,600	15,300	19,500
12	5,550	7,225	11,700	15,400	19,550
13	5,600	7,300	11,800	15,500	19,600
14	5,675	7,375	11,975	15,600	19,675
15	5,750	7,450	12,150	15,700	19,750
16	5,825	7,525	12,325	15,800	19,825
17	5,900	7,600	12,500	15,900	19,900
18	5,975	7,675	12,575	16,000	19,975
19	6,050	7,750	12,650	16,100	20,050
20	6,125	7,825	12,725	16,200	20,125
21	6,200	7,900	12,800	16,300	20,200
22	6,275	8,000	12,975	16,400	
23	6,350	8,100	13,150	16,500	
24	6,425	8,200	13,325	16,600	
25	6,500	8,300	13,500	16,700	
26	6,575	8,450	13,575	16,800	
27	6,650	8,600	13,650	16,900	
28	6,725	8,750	13,725	17,000	
29	6,800	8,900	13,800	17,100	
30	6,875	9,000	13,875	17,175	
31	6,950	9,100	13,950	17,250	
32	7,025	9,200	14,025	17,325	
33	7,100	9,300	14,100	17,400	
34	7,175	9,400	14,175	17,475	
35	7,250	9,500	14,250	17,550	

36	7,325	9,600	14,325	17,625	
37	7,400	9,700	14,400	17,700	
38	7,475	9,900	14,475	17,775	
39	7,550	10,100	14,550	17,850	
40	7,625	10,300	14,625	17,925	
41	7,700	10,500	14,700	18,000	
42	7,775	10,600	14,825	18,075	
43	7,850	10,700	14,950	18,150	
44	7,925	10,800	15,075	18,225	
45	8,000	10,900	15,200	18,300	
46	8,075	11,000	15,275	18,350	
47	8,150	11,100	15,350	18,400	
48	8,225	11,200	15,425	18,450	
49	8,300	11,300	15,500	18,500	
50	8,375	11,500	15,650	18,550	
51	8,450	11,700	15,800	18,600	
52	8,525	11,900	15,950	18,650	
53	8,600	12,100	16,100	18,700	
54	8,650	12,200	16,150	18,750	
55	8,700	12,300	16,200	18,800	
56	8,750	12,400	16,250	18,850	
57	8,800	12,500	16,300	18,900	
58	8,875	12,600	16,350	18,950	
59	8,950	12,700	16,400	19,000	
60	9,025	12,800	16,450	19,050	
61	9,100	12,900	16,500	19,100	
62	9,175	13,000	16,625		
63	9,250	13,100	16,750		
64	9,325	13,200	16,875		
65	9,400	13,300	17,000		
66	9,475	13,400	17,050		
67	9,550	13,500	17,100		
68	9,625	13,600	17,150		
69	9,700	13,700	17,200		
70	9,750	13,775	17,250		
71	9,800	13,850	17,300		
72	9,850	13,925	17,350		
73	9,900	14,000	17,400		
74	9,975	14,100	17,450		
75	10,050	14,200	17,500		
76	10,125	14,300	17,550		
77	10,200	14,400	17,600		
78	10,250	14,475	17,650		
79	10,300	14,550	17,700		
80	10,350	14,625	17,750		

81	10,400	14,700	17,800		
82	10,450	14,775	17,875		
83	10,500	14,850	17,950		
84	10,550	14,925	18,025		
85	10,600	15,000	18,100		
86	10,650	15,100	18,125		
87	10,700	15,200	18,150		
88	10,750	15,300	18,175		
89	10,800	15,400	18,200		
90	10,850	15,475	18,225		
91	10,900	15,550	18,250		
92	10,950	15,625	18,275		
93	11,000	15,700	18,300		
94	11,050	15,775	18,325		
95	11,100	15,850	18,350		
96	11,150	15,925	18,375		
97	11,200	16,000	18,400		
98	11,250	16,075	18,400		
99	11,300	16,150	18,400		
100	11,350	16,225	18,400		
101	11,400	16,300	18,400		
102	11,425	16,350	18,400		
103	11,450	16,400	18,400		
104	11,475	16,450	18,400		
105	11,500	16,500	18,400		
106	11,525	16,575			
107	11,550	16,650			
108	11,575	16,725			
109	11,600	16,800			
110	11,625	16,850			
111	11,650	16,900			
112	11,675	16,950			
113	11,700	17,000			
114	11,750	17,050			
115	11,800	17,100			
116	11,850	17,150			
117	11,900	17,200			
118	11,925	17,250			
119	11,950	17,300			
120	11,975	17,350			
121	12,000	17,400			
122	12,025	17,450			
123	12,050	17,500			
124	12,075	17,550			
125	12,100	17,600			

126	12, 150	17, 600			
127	12, 200	17, 600			
128	12, 250	17, 600			
129	12, 300	17, 600			
130	12, 325	17, 600			
131	12, 350	17, 600			
132	12, 375	17, 600			
133	12, 400	17, 600			
134	12, 425	17, 600			
135	12, 450	17, 600			
136	12, 475	17, 600			
137	12, 500	17, 600			
138	12, 525	17, 600			
139	12, 550	17, 600			
140	12, 575	17, 600			
141	12, 600	17, 600			
142	12, 650	17, 600			
143	12, 700	17, 600			
144	12, 750	17, 600			
145	12, 800	17, 600			
146	12, 825				
147	12, 850				
148	12, 875				
149	12, 900				
150	12, 925				
151	12, 950				
152	12, 975				
153	13, 000				

教育職俸給表(三)の適用を受ける者					
職務 の 級 号俸	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	円	円	円	円	円
1	5,000	5,400	10,000	12,400	18,700
2	5,050	5,475	10,250	12,500	18,775
3	5,100	5,550	10,500	12,600	18,850
4	5,150	5,625	10,750	12,700	18,925
5	5,200	5,700	11,000	12,800	19,000
6	5,250	5,775	11,100	12,900	19,100
7	5,300	5,850	11,200	13,000	19,200
8	5,350	5,925	11,300	13,100	19,300
9	5,400	6,000	11,400	13,200	19,400
10	5,450	6,075	11,500	13,300	19,450
11	5,500	6,150	11,600	13,400	19,500
12	5,550	6,225	11,700	13,500	19,550
13	5,600	6,300	11,800	13,600	19,600
14	5,675	6,375	11,975	13,700	19,675
15	5,750	6,450	12,150	13,800	19,750
16	5,825	6,525	12,325	13,900	19,825
17	5,900	6,600	12,500	14,000	19,900
18	5,975	6,700	12,575	14,100	19,975
19	6,050	6,800	12,650	14,200	20,050
20	6,125	6,900	12,725	14,300	20,125
21	6,200	7,000	12,800	14,400	20,200
22	6,275	7,075	12,975	14,500	
23	6,350	7,150	13,150	14,600	
24	6,425	7,225	13,325	14,700	
25	6,500	7,300	13,500	14,800	
26	6,575	7,375	13,575	14,875	
27	6,650	7,450	13,650	14,950	
28	6,725	7,525	13,725	15,025	
29	6,800	7,600	13,800	15,100	
30	6,875	7,675	13,875	15,200	
31	6,950	7,750	13,950	15,300	
32	7,025	7,825	14,025	15,400	
33	7,100	7,900	14,100	15,500	
34	7,175	8,000	14,175	15,600	
35	7,250	8,100	14,250	15,700	

36	7,325	8,200	14,325	15,800	
37	7,400	8,300	14,400	15,900	
38	7,475	8,450	14,475	16,000	
39	7,550	8,600	14,550	16,100	
40	7,625	8,750	14,625	16,200	
41	7,700	8,900	14,700	16,300	
42	7,775	9,000	14,825	16,400	
43	7,850	9,100	14,950	16,500	
44	7,925	9,200	15,075	16,600	
45	8,000	9,300	15,200	16,700	
46	8,075	9,400	15,275	16,800	
47	8,150	9,500	15,350	16,900	
48	8,225	9,600	15,425	17,000	
49	8,300	9,700	15,500	17,100	
50	8,375	9,900	15,650	17,175	
51	8,450	10,100	15,800	17,250	
52	8,525	10,300	15,950	17,325	
53	8,600	10,500	16,100	17,400	
54	8,650	10,600	16,150	17,475	
55	8,700	10,700	16,200	17,550	
56	8,750	10,800	16,250	17,625	
57	8,800	10,900	16,300	17,700	
58	8,875	11,000	16,350	17,775	
59	8,950	11,100	16,400	17,850	
60	9,025	11,200	16,450	17,925	
61	9,100	11,300	16,500	18,000	
62	9,175	11,500	16,625	18,075	
63	9,250	11,700	16,750	18,150	
64	9,325	11,900	16,875	18,225	
65	9,400	12,100	17,000	18,300	
66	9,475	12,200	17,050	18,350	
67	9,550	12,300	17,100	18,400	
68	9,625	12,400	17,150	18,450	
69	9,700	12,500	17,200	18,500	
70	9,750	12,600	17,250	18,550	
71	9,800	12,700	17,300	18,600	
72	9,850	12,800	17,350	18,650	
73	9,900	12,900	17,400	18,700	
74	9,975	13,000	17,450	18,750	
75	10,050	13,100	17,500	18,800	
76	10,125	13,200	17,550	18,850	
77	10,200	13,300	17,600	18,900	
78	10,250	13,400	17,650	18,950	
79	10,300	13,500	17,700	19,000	
80	10,350	13,600	17,750	19,050	

81	10,400	13,700	17,800	19,100	
82	10,450	13,775	17,875		
83	10,500	13,850	17,950		
84	10,550	13,925	18,025		
85	10,600	14,000	18,100		
86	10,650	14,100	18,125		
87	10,700	14,200	18,150		
88	10,750	14,300	18,175		
89	10,800	14,400	18,200		
90	10,850	14,475	18,225		
91	10,900	14,550	18,250		
92	10,950	14,625	18,275		
93	11,000	14,700	18,300		
94	11,050	14,775	18,325		
95	11,100	14,850	18,350		
96	11,150	14,925	18,375		
97	11,200	15,000	18,400		
98	11,250	15,100	18,400		
99	11,300	15,200	18,400		
100	11,350	15,300	18,400		
101	11,400	15,400	18,400		
102	11,425	15,475	18,400		
103	11,450	15,550	18,400		
104	11,475	15,625	18,400		
105	11,500	15,700	18,400		
106	11,525	15,775			
107	11,550	15,850			
108	11,575	15,925			
109	11,600	16,000			
110	11,625	16,075			
111	11,650	16,150			
112	11,675	16,225			
113	11,700	16,300			
114	11,750	16,350			
115	11,800	16,400			
116	11,850	16,450			
117	11,900	16,500			
118	11,925	16,575			
119	11,950	16,650			
120	11,975	16,725			
121	12,000	16,800			
122	12,025	16,850			
123	12,050	16,900			
124	12,075	16,950			
125	12,100	17,000			

126		17,050			
127		17,100			
128		17,150			
129		17,200			
130		17,250			
131		17,300			
132		17,350			
133		17,400			
134		17,450			
135		17,500			
136		17,550			
137		17,600			
138		17,600			
139		17,600			
140		17,600			
141		17,600			
142		17,600			
143		17,600			
144		17,600			
145		17,600			
146		17,600			
147		17,600			
148		17,600			
149		17,600			
150		17,600			
151		17,600			
152		17,600			
153		17,600			
154		17,600			
155		17,600			
156		17,600			
157		17,600			